

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月29日
【届出者の氏名又は名称】	メディア株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
【電話番号】	03-6212-6400
【事務連絡者氏名】	代表取締役 富井 正浩
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	メディア株式会社 (東京都千代田区丸の内二丁目7番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、メディア株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、オリコン株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

オリコン株式会社

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3【買付け等の概要】

公開買付けの目的	完全子会社化
買付け等の期間	2026年5月29日（金曜日）から2026年7月9日（木曜日）まで（30営業日）
買付け等の価格	普通株式1株につき、金1,332円
買付予定数の下限	3,903,300（株）（注）
買付予定数の上限	-（株）
対象者の意見	本公開買付けに賛同し、応募することを推奨する。

（注） 当該「買付予定数の下限」について買付け等を行った場合における買付け後の株券等所有割合（法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第1項第1号に規定する特別関係者がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。）は30.20%（小数点以下第三位を四捨五入）となります。なお、株券等所有割合の計算においては、対象者が2026年5月8日付で公表した「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（15,123,200株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（2,109,125株）（但し、対象者の役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（以下「日本カストディ銀行」といいます。）が所有する対象者株式（176,400株）（対象者の役員向け株式給付信託の信託財産として日本カストディ銀行が所有する対象者株式（90,000株）（以下「BBT所有株式（役員向け）」）といいます。）及び対象者の従業員向け株式給付信託の信託財産として日本カストディ銀行が所有する対象者株式（86,400株）（以下「BBT所有株式（従業員向け）」）といいます。）は、法令上、議決権が存在することから自己株式数から除きます。以下、対象者が所有する自己株式数において同じです。）及びBBT所有株式（役員向け）（90,000株）を控除した株式数（12,924,075株）に係る議決権の数（129,240個）を分母として計算しております。また、当該「買付予定数の下限」について買付け等を行った場合における買付け後の株券等所有割合を、対象者が2025年11月7日に提出した第27期中半期報告書に記載された2025年9月30日時点の総株主等の議決権の数（129,851個）を分母として計算した場合には、30.06%（小数点以下第三位を四捨五入）となります。

## 4【買付け等の目的】

### （1）【公開買付けの目的の概要】

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を取得及び所有することを主たる目的として2026年3月17日に設立された株式会社です。本書提出日現在、公開買付者は、テクノロジー株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）がその発行済株式の全てを所有しており、公開買付者親会社は、株式会社丸の内キャピタル（以下「丸の内キャピタル」といいます。）が無限責任組合員として管理・運営する丸の内キャピタル第三号投資事業有限責任組合（以下「丸の内キャピタル3号ファンド」といいます。）がその発行済株式の全てを所有しております。なお、本書提出日現在、丸の内キャピタル、丸の内キャピタル3号ファンド、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

丸の内キャピタルは、独立したファンド運営を行いながら、完全親会社である三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）及びそのグループ会社（以下、総称して「三菱商事グループ」といいます。）の信用力・機能・ネットワークを活用し、独自の付加価値を提供するユニークなファンド運営会社であり、具体的には、投資ファンドとして有する過去の投資実績、並びに三菱商事の有する事業ネットワーク・業界知見・ノウハウや三菱商事からの出向者を活用しての事業拡大・成長、海外進出等をサポートするケースもあり、ファンドでありながら事業基盤を活用した事業支援が可能となっております。エクイティ投資を通じ、事業成長、事業再編、事業承継等の課題に対し具体的な解決策を提供するとともに、投資先企業の長期的な競争力の強化に取り組んでおります。丸の内キャピタルは、過去に株式会社タカラトミー、株式会社ジョイフル本田、株式会社山本製作所、株式会社成城石井、株式会社エムアイフードスタイル、株式会社大貴、トライス株式会社、株式会社ピーツ、株式会社サイプレス、株式会社グラニフ、株式会社TOSEI、株式会社三浦屋、株式会社ミスズライフ、株式会社KMCT、Sambo Piping(Thailand)Co.,Ltd.、門司メタルプロダクツ株式会社、株式会社

AKOMEYA TOKYO、東亜トレーディング株式会社、日本結晶光学株式会社、株式会社永谷園ホールディングス、中野冷機株式会社、リードスピーカー・ジャパン株式会社、スマートキャンプ株式会社、ジェイフィルム株式会社等への投資実績を有しております。なお、本書提出日現在、三菱商事は、対象者株式を所有しておりません。

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している対象者株式の全て（但し、対象者のその他の関係会社であり筆頭株主である有限会社リトルポンド（以下「リトルポンド」といいます。）が所有する対象者株式（4,712,700株、所有割合（注1）：36.21%）（以下「本不応募株式」といいます。）、BBT所有株式（役員向け）（90,000株）（注2）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を非公開化し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、リトルポンドは、対象者の代表取締役会長である小池恒氏（以下「小池氏」といいます。所有株式数：71,700株、所有割合：0.55%）が代表取締役を務め、その発行済株式の95%を小池氏が所有し、残りの5%を小池氏の親族である小池秀効氏（所有株式数：299,000株、所有割合：2.30%）及び小池結実氏（所有株式数：149,400株、所有割合：1.15%）が所有する小池氏及びその親族の資産管理会社であり、リトルポンドは公開買付者親会社に本再出資（以下において定義します。）を行う予定であることから、本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注3）に該当し、小池氏は、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。

（注1） 「所有割合」とは、対象者決算短信に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（15,123,200株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（2,109,125株）を控除した株式数（13,014,075株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

（注2） BBT所有株式（役員向け）は、株式給付信託の委託者である対象者と受託者である株式会社りそな銀行（以下「りそな銀行」といいます。）との間で締結されている信託契約において、（ ）株式に対する公開買付けが行われる場合に関して特段の定めはなく、また、信託管理人による株式の取得及び処分に関する指図権の規定も存在しないことから、本公開買付けへの応募は想定されず、かつ、（ ）受託者は信託管理人の指図に基づき信託財産に属する対象者株式の議決権を一切行使しない旨が規定されているため議決権を行使することが事実上想定されていないことを踏まえ、取得の対象から除外しております。他方で、BBT所有株式（従業員向け）は、株式給付信託の委託者である対象者と受託者であるりそな銀行との間で締結されている信託契約において、（ ）株式に対する公開買付けが行われる場合に関して特段の定めはなく、また、信託管理人による株式の取得及び処分に関する指図権の規定も存在しないことから、本公開買付けへの応募は想定されていないものの、（ ）受託者は信託管理人の指図に基づき信託財産に属する対象者株式の議決権を行使する旨が規定されているため議決権を行使することが想定されていることを踏まえ、取得の対象としております。

（注3） 「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、買収対象会社の役員又は当該役員の依頼に基づき当該役員と利益を共通にする者により行われる買収対象会社の買収をいいます。

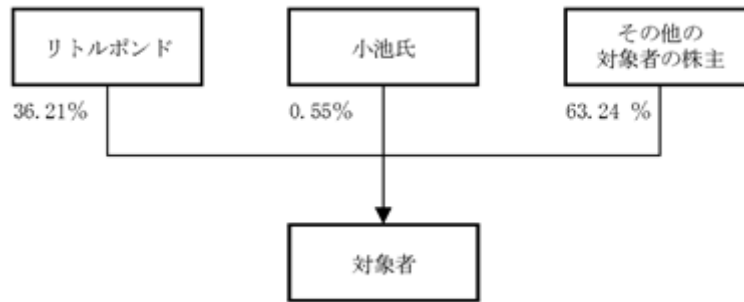
本取引は、本公開買付け、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、本不応募株式、BBT所有株式（役員向け）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者及びリトルポンドのみとすることを目的として対象者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づいて行う対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）、本株式併合の効力発生を条件として、対象者が本不応募株式を自己株式として取得（以下「本自己株式取得」といいます。）（注4）するための資金及び分配可能額を確保することを目的とした（ ）対象者による公開買付者を引受人とする無議決権種類株式（注5）の第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）（注6）及び（ ）会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金及び資本準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）（注7）、並びに本自己株式取得のそれぞれの手続により構成され、最終的に公開買付者が対象者を完全子会社化することを企図しております。また、公開買付者が対象者を完全子会社化した後、リトルポンドは、公開買付者親会社が実施する第三者割当増資（以下「本再出資」といいます。）を引受け（注8）、公開買付者を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを予定しております。なお、本再出資後、リトルポンドによる公開買付者親会社への持分出資比率は20.00%となる予定であり、丸の内キャピタル3号ファンド及びリトルポンドとの間の本株主間契約（下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」）の「本株主間契約（締結予定）」において定義します。以下同じです。）の締結を予定しております。本株式併合の詳細については、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

- (注4) 本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性がありますが、対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、令第4条の3）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得の取得価格（株式併合前の対象者株式1株当たり888円。以下「本自己株式取得価格」といいます。）は、（ ）法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるリトルポンドが本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、（ ）仮にリトルポンドが本公開買付けに応募した場合の本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（1,332円。以下「本公開買付価格」といいます。）の税引後手取り額として計算される金額と同額以下となるよう設定することにより、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図しています。なお、本自己株式取得の対価として対象者からリトルポンドに対して支払われる金銭の総額のうち一部の金額については、本自己株式取得時には支払わずに未払いの状態のまま維持すること（以下、かかる本自己株式取得の対価の未払分に係る対象者のリトルポンドに対する債務を「本未払債務」といい、本未払債務に対応するリトルポンドの対象者に対する債権を「本未払債権」といいます。）、本未払債務を対象者から公開買付者が引受け、更に当該債務を公開買付者から公開買付者親会社が引受けること、及び本再出資において、リトルポンドが本未払債務を引受けた公開買付者親会社に対して、本未払債権を現物出資することを本取引基本契約（以下において定義します。以下同じです。）で合意しております。
- (注5) 公開買付者が引受ける種類株式に議決権がない理由は、本第三者割当増資の前後で公開買付者とリトルポンドとの間の対象者に対する議決権保有割合を変えないことを意図したものです。無議決権種類株式の詳細な条件については、本書提出日現在において未定です。
- (注6) 本第三者割当増資は、本減資等のみで対象者が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があります。
- (注7) 本減資等においては、対象者の資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金又はその他利益剰余金へ振り替える予定です。
- (注8) 本再出資における公開買付者親会社の株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格（但し、本株式併合を実施する場合、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とし、公開買付者親会社の株式は当該評価額にて発行する予定です。なお、本再出資は、対象者の創業家である小池氏が、自らの資産管理会社であるリトルポンドを通じて対象者に関与するために実施されるものであり、また、対象者の創業以来安定した株主としての立場を維持してきた小池氏並びにその親族である小池秀効氏及び小池結実氏が、自らの資産管理会社であるリトルポンドを通じて、本取引の実行後も対象者株式を間接に一定割合保有し続けることで、外部株主の影響を遮断し、短期的な利益に左右されない中長期的な経営体制の構築を促す役割を果たすことが期待できます。加えて、対象者の経営理念・企業文化に精通する株主として、それらを対象者の経営陣及び従業員をはじめとする関係者と共有し続けることで、対象者の経営陣及び従業員をはじめとする関係者の安心感を醸成することにより、対象者の円滑な事業運営を支援することを目的としており、リトルポンド並びにリトルポンドの発行済株式を保有する小池氏並びにその親族である小池秀効氏及び小池結実氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。

現在想定している一連の本取引を図示すると大要以下のとおりです。

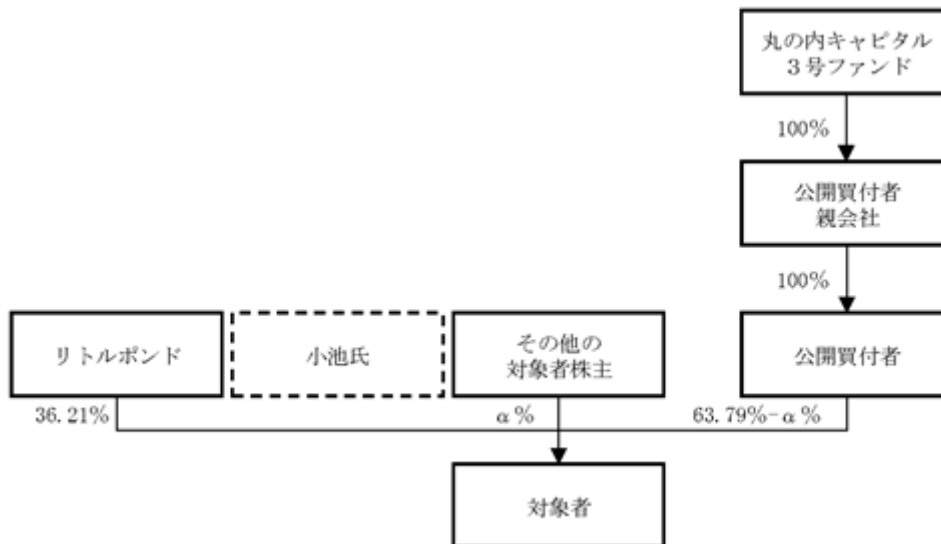
・本公開買付けの実施前（現状）

リトルポンドが対象者株式4,712,700株（所有割合：36.21%）、小池氏が71,700株（所有割合：0.55%）、その他の株主が8,229,675株（所有割合：63.24%）を所有。



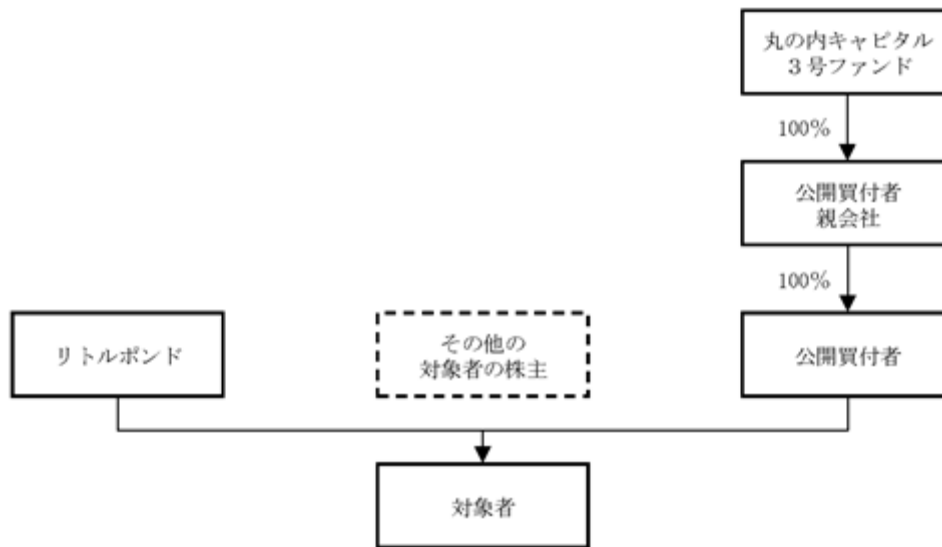
・本公開買付けの成立後（2026年7月頃を予定）

公開買付者が本公開買付けを実施。小池氏は、所有する対象者株式を本応募契約（以下において定義します。）に基づき本公開買付けに応募。本公開買付けが成立し、公開買付者は対象者株式を3,903,300株（所有割合：29.99%）以上取得。リトルポンドは、本取引基本契約に基づき引き続き対象者の株主。



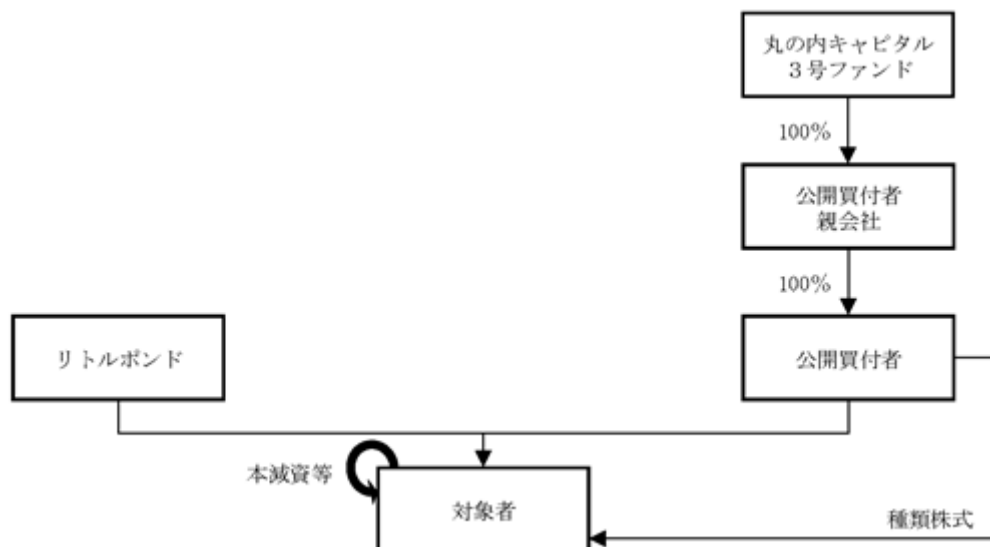
・本株式併合後（2026年9月頃を予定）

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、リトルポンドが所有する本不応募株式、BBT所有株式（役員向け）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、対象者に対して本株式併合の手続の実行を要請。対象者は本株式併合を行い、対象者の株主は公開買付者とリトルポンドのみとなり、対象者株式は上場廃止となる。



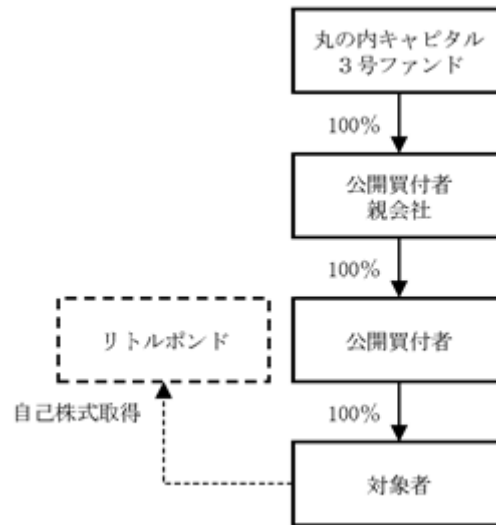
・本第三者割当増資及び本減資等後（2026年9月頃を予定）

下記「本自己株式取得後」に必要となる資金及び分配可能額を確保するために、対象者は公開買付者を引受人とする種類株式の本第三者割当増資及び本減資等を実施（但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで対象者が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があります。）。



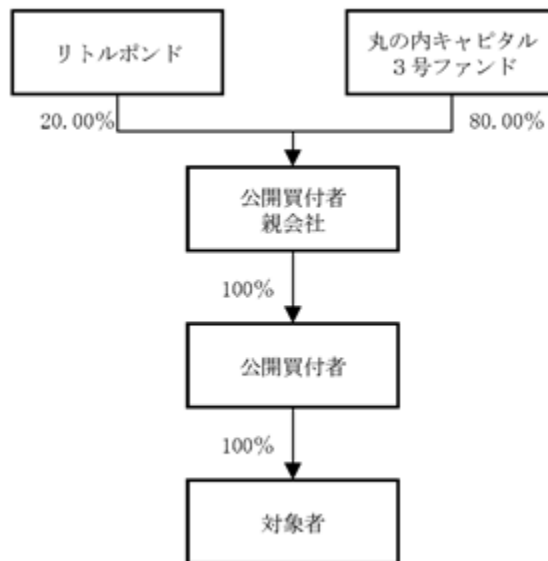
・本自己株式取得後（2026年9月頃を予定）

対象者は、本第三者割当増資及び本減資等により確保した分配可能額を活用して、リトルポンドが所有する本不応募株式の全てを自己株式として取得（但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで対象者が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があります。）。



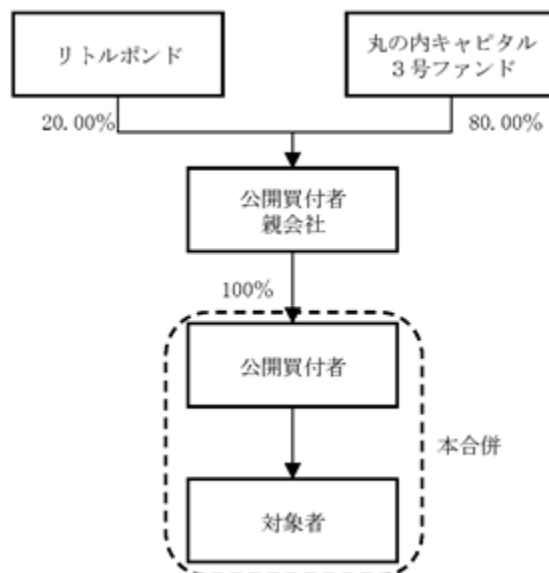
・本再出資後（2026年9月頃を予定）

リトルポンドは、本未払債権を現物出資することにより、公開買付者親会社へ本再出資を実施。本再出資後、公開買付者親会社を通じたリトルポンドの間接的な議決権割合は20.00%となる予定であり、本株主間契約で合意する予定である。



・本合併後（未定）

本再出資後、公開買付者及び対象者は本合併を実施する予定である。



本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年5月28日付で、対象者の筆頭株主であるリトルポンドとの間で、本不応募株式の全てについて本公開買付けに応募しないこと、本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会（下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。）において本株式併合に関連する各議案に賛成すること、本株式併合の効力発生を条件として、本自己株式取得のための資金及び分配可能額を確保することを目的とした本第三者割当増資、及び本減資等を行うこと（但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで対象者が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があります。）、本不応募株式の全てを、本自己株式取得を通じて本自己株式取得価格で対象者に売却すること、本自己株式取得の対価として対象者からリトルポンドに対して支払われる金銭の総額のうち一部の金額については、（ ）本自己株式取得時には支払わずに未払いの状態のまま維持すること、（ ）本未払債務を対象者から公開買付者が引受け、更に当該債務を公開買付者から公開買付者親会社が引受け、及び（ ）リトルポンドが本未払債務を引受けた公開買付者親会社に対し、本未払債権を現物出資することにより本再出資を行うことを含めた、本取引に係る諸条件に合意し、かかる諸条件について定めた契約（以下「本取引基本契約」といいます。）を締結しております。また、公開買付者は小池氏との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、小池氏が所有する対象者株式全て（71,700株、所有割合：0.55%）について本公開買付けに応募する旨の契約を締結しております。

本取引基本契約及び本応募契約の詳細につきましては下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本取引基本契約」及び「本応募契約」をご参照ください。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を3,903,300株（所有割合：29.99%）に設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（3,903,300株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方で、本公開買付けは対象者株式を非公開化し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としておりますので、本公開買付けにおいて買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,903,300株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限（3,903,300株）は、対象者決算短信に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（15,123,200株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（2,109,125株）及びBBT所有株式（役員向け）（90,000株）を控除した株式数12,924,075株に係る議決権の数（129,240個）に3分の2を乗じた数（86,160個）から、本不応募株式（4,712,700株）に係る議決権の数（47,127個）を控除した議決権の数（39,033個）に、対象者の単元株式数である100株を乗じた数としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（但し、リトルポンドが所有する本不応募株式、BBT所有株式（役員向け）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、対象者の株主を公開買付者及びリトルポンドのみとすることを目的とした本株式併合の実施を対象者に要請する予定であるところ、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が必要とされていること、また、BBT所有株式（役員向け）については、株式給付信託の委託者である対象者と受託者であるりそな銀行との間で締結されている信託契約において、（ ）株式に対する公開買付けが行われる場合に関して特段の定めはなく、また、信託管理人による株式の取得及び処分に関する指図権の規定も存在しないことから、本公開買付けへの応募は想定されず、かつ、（ ）受託者は信託管理人の指図に基づき信託財産に属する対

象者株式の議決権を一切行使しない旨が規定されているため議決権を行使することが事実上想定されていないこと（注9）を踏まえ、本株式併合の手续を確実に遂行すべく、本公開買付け成立後に公開買付者及びリトルポンドが対象者の総株主等の議決権の数（但し、BBT所有株式（役員向け）に係る議決権を除く。）の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。

（注9） BBT所有株式（従業員向け）については、株式給付信託の委託者である対象者と受託者であるりそな銀行との間で締結されている信託契約において、（ ）株式に対する公開買付けが行われる場合に関して特段の定めはなく、また、信託管理人による株式の取得及び処分に関する指図権の規定も存在しないことから、本公開買付けへの応募は想定されていないものの、（ ）受託者は信託管理人の指図に基づき信託財産に属する対象者株式の議決権を行使する旨が規定されているため議決権を行使することが想定されていることを踏まえ、取得の対象としております。

公開買付者は、下記「9 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「 届出日以後に借入れを予定している資金」及び「 その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）からの借入れ（以下「本銀行融資」といいます。）及び公開買付者親会社による公開買付者への出資（以下、本銀行融資と総称し、「本資金調達」といいます。）によって賄うことを予定しており、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに本資金調達を受けることを予定しております。なお、本銀行融資に係る融資条件の詳細は三井住友銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、対象者株式が担保に供されることが予定されております。

## （2）【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者から受けた説明及び対象者が公表した情報に基づくものです。

### 【公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】

対象者は、1999年10月に、現代表取締役の小池氏により、東京都港区において、データベース事業及びインターネット対応の移動体通信キャリアへのコンテンツ提供等を目的として設立されたとのことです。その後、2000年11月には事業拡大のための投資資金の調達を目的として証券会員制法人大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場に株式を上場し、2002年7月には現在の商号であるオリコン株式会社に社名変更したとのことです。その後、2010年4月の株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）による株式会社ジャスダック証券取引所の吸収合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ市場に上場したとのことです。更に、2013年7月に東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場に上場したのち、2022年4月に実施された東京証券取引所の市場区分の見直しにより、現在は東京証券取引所スタンダード市場に上場しているとのことです。

対象者は、本書提出日現在、純粋持株会社である対象者と連結子会社4社（オリコン・リサーチ株式会社、株式会社oricon ME、オリコンNewS株式会社、株式会社新旭）（以下、対象者と連結子会社4社を総称して「対象者グループ」といいます。）で構成されており、以下の各事業を行っているとのことです。

#### a. コミュニケーション事業

ニュースコンテンツの提供並びにWebサイトの制作・運営・広告販売等を行うコミュニケーション事業では、「顧客満足度（CS）調査事業」及び「ニュース配信・PV（注1）事業」を展開しているとのことです。

顧客満足度（CS）調査事業は、2003年に発刊した、患者満足度に基づいた医療ランキング本『患者が決めた！ いい病院』をきっかけとして、2006年より事業をスタートして以降、様々な業種・業態のサービスの品質及び信頼性について、消費者側にも企業側にも属さない第三者の立場で、実際の利用者のみを対象とした、大規模な顧客満足度調査を毎年実施しており、現在、214ランキングを公表、様々な企業様に対象者の商標ロゴを利用いただき、また調査データを購入いただくことで、広告宣伝・マーケティングにお役立ていただいていると認識しているとのことです（なお、上記の商標ロゴにつきましては、対象者が2026年5月28日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）の「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。）。

（注1） 「PV」とは、Page Viewの略であり、ウェブサイトやブログの特定のページが表示された回数を示す指標をいうとのことです。閲覧者がサイト内の異なるページをクリックし、又は同じページを再度読み込むたびに、PVがカウントされるとのことです。この数字は、ウェブページの人気度やコンテンツの魅力を示す基本的な指標として広く用いられているとのことです。

ニュース配信・PV事業は、芸能・エンタメ・ライフスタイルを中心に、月間5,000本以上のニュース・特集記事&動画コンテンツを制作し、自社で運営する「オリコンニュース」を中心としたWebメディアをはじめ、大手ポータルサイト、全国各地の新聞、テレビ、ラジオ等のメディアにコンテンツの提供を行っており、圧倒的な情報量で最旬な情報を発信しているとのことです。また、その編集力や情報発信力、メディア知見をはじめ、他事業が持つ企業ネットワークを活用した、PRやWebマーケティングのコンサルティングも行っているとのことです。

#### b. データサービス事業

全国にある調査協力店から販売データを集計し、音楽をはじめ映像や書籍のランキングを日々作成しているとのことです。集計されたデータは、データベースとして蓄積され、「ORICON BiZ online」を通じたオンラインデータサービスや、書籍『ORICON エンタメ・マーケット白書』を通して、各業界や一般の方に広く提供を行っているとのことです。また、自社モニターを活用したエンタメやトレンドに関する調査を実施しており、多種多様なランキングを発表しているとのことです。

#### c. 広告事業

2024年10月に株式会社新旭を連結子会社化したことに伴い新たに開始した事業であり、テレビCMの制作、スポーツイベントのプロモーション、デジタルコンテンツや楽曲の制作等、幅広く広告ビジネスを展開しているとのことです。

対象者の成長エンジンは、20年以上にわたってデータ収集・分析を行ってきたノウハウと豊富なデータ資産、更に「オリコン」ブランドの社会的信頼を基にした顧客満足度（CS）調査事業ですが、AIの進化・市場への浸透によって、企業の広告手法は、より高度化・多様化してきており、更なる成長のためには、新たなビジネス基盤の構築が経営課題であると認識しているとのことです。

一方で、小池氏としては、足許のAIの普及に伴う検索ブラウザからの流入減少やゼロクリック（注2）化などのリスクへの対応を喫緊の経営課題と捉えると同時に、AIを活用した効果的な「業務の効率化・高度化」を全社横断で進めていく必要があると考えておりました。このような経営課題に対処し、対象者の更なる成長及び企業価値向上を実現するために、対象者独自の経営努力に加え、外部の経営資源も活用することが有益であると考えに至り、2024年10月中旬、マネジメント・パイアウト（MBO）の検討を開始いたしました。

（注2） 「ゼロクリック」とは、ユーザーが検索エンジンで検索を行った際、検索結果ページ上に表示される情報だけで疑問が解決し、実際のWebサイトへのクリックが発生しない現象をいいます。

そのような中、丸の内キャピタルは、2025年2月10日、SMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）より、小池氏がいわゆるMBOを初期的に検討しており、小池氏が引き続き対象者の経営に関与することを前提とした上で、外部の経営資源のいかなる活用方法があるのかを含めて、対象者グループの経営施策や最適な資本構成について検討している旨を聴取し、小池氏との面談可否について打診を受けました。丸の内キャピタルとしても、日本国内における投資先を模索する中で、対象者の公開情報によれば、「オリコン顧客満足度調査」等の強力なブランドアセットと、長年にわたり蓄積された音楽・映像・書籍等のエンタメデータを保有されており、これらは他社が容易に模倣できない対象者独自の競争力の源泉であり、対象者がこれまでに築き上げられた確固たるブランドと収益基盤を有していることを見受けられ、初期的な関心を有したことから、当該打診を受諾の上、2025年5月19日、SMB C日興証券同席の下、丸の内キャピタルと小池氏との間で初回面談を実施いたしました。

初回面談以降、丸の内キャピタルは、今後の事業環境を踏まえた対象者の各事業に係る成長戦略や丸の内キャピタルが本取引におけるパートナーとなった場合のストラクチャーについて検討を重ね、対象者が有する競争力の源泉を再認識した一方で、マーケティングリサーチ・データ産業を取り巻く環境は、従来の「調査実査・集計」を中心としたモデルから、AIやビッグデータを活用した「インサイト（注3）提供・予測・コンサルティング」といった新形態のビジネスへと急速にシフトしており、この市場環境の変化は、豊富なデータ資産を持つ対象者にとって、AI技術と掛け合わせることで顧客のマーケティング活動全体を包括的に支援するコンサルティング事業へと進出可能な観点から絶好の機会であると同時に、テクノロジー活用やビジネスモデルの変革への遅れが競争優位の喪失につながりかねないリスクも孕んでいると考えられるため、対象者が非連続な成長を実現するためには、大胆かつスピーディーな意思決定による中長期的な投資（システム開発及びM&A）が肝要であり、丸の内キャピタル及び三菱商事グループが持つAI・データ分析に関する知見や、国内外のネットワークといったリソースを活用することで、それらの投資の実行による対象者の更なる成長や企業価値向上が実現可能となるとの考えに至り、2025年12月26日、丸の内キャピタルから小池氏に対して、リトルポンドによる再出資を前提とした対象者株式の非公開化、並びに対象者の独立性を維持したまま中長期的な視点で対象者の企業価値を向上させることを目指すことを前提とした本取引に関する初期的な提案を実施いたしました。なお、小池氏は、丸の内キャピタルの議論と並行して、2025年7月11日以降にSMB C日興証券を介して他のプライベート・エクイティ・

ファンド1社とも複数回にわたって面談を行ったものの対象者株式の非公開化に関する正式な提案はなく、他方で丸の内キャピタルから対象者株式の非公開化に関する正式な提案があったことに加え、丸の内キャピタルが有する過去の豊富な経験、投資実績や経営ノウハウ及び丸の内キャピタルや三菱商事グループの国内外の幅広いネットワークを含めた外部リソースを活用することが、対象者の更なる企業価値の向上に資するという結論に至ったことから、2026年2月24日、丸の内キャピタル及び小池氏は共同で、本取引に関する協議を開始し、本取引の実現可能性の精査を目的として対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施したい旨のほか、丸の内キャピタルの会社概要や投資実績、丸の内キャピタルが想定している成長支援の方向性、本取引のストラクチャーとして、丸の内キャピタルが設立するSPC（特別目的会社）による本公開買付けを通じて、本不応募株式を除く対象者株式を取得し、その後非公開化を行ういわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）を検討している旨を記載した法的拘束力を有しない初期的な意向を表明する提案書（以下「初期的意向表明書」といいます。）を対象者へ提出したところ、2026年2月25日、対象者より、本取引の実施に向けた検討・協議の開始について了承する旨の連絡を受けました。

（注3） 「インサイト」とは、顧客の深層心理にある本質的な欲求のことをいいます。

また、丸の内キャピタルは、対象者との本格的な協議を行うにあたり、2026年2月9日、丸の内キャピタル、三菱商事グループ、小池氏、リトルポンド及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共同事業を、ファイナンシャル・アドバイザーとしてSMB C日興証券をそれぞれ選任いたしました。なお、SMB C日興証券によれば、弊害防止措置としてSMB C日興証券における小池氏及びリトルポンドに対して資産保全、保有資産の有効活用に係る各種金融ソリューションを提供する部署とその他の部署との間で社内の規定に定める情報遮断措置が講じられていることから、独立性に問題は無いと判断しております。

丸の内キャピタルとしては、小池氏及び対象者との面談並びに議論を通じ、下記の施策を通じて対象者グループの更なる事業拡大及び収益性向上を図り、ひいては中長期的な企業価値の最大化に寄与できるのではないかと考えに至りました。丸の内キャピタルは、下記の施策を推進することで、対象者グループが有する潜在力を十分に引き出し、国内外での更なる成長を実現できると考えております。

（ ）CS（顧客満足度）調査事業における顧客基盤の拡大と収益機会の最大化

丸の内キャピタルは、昨今の一般消費者が、インターネット上の情報過多やステルスマーケティング等の問題を受け、より信頼度の高い媒体や客観的な評価を購買判断の基準とする傾向を強めていると認識しております。同時に、広告主たる企業においても、単なる露出の多寡ではなく、客観性の高い第三者機関からの評価（権威付け）を活用したマーケティング手法の重要性が高まっていると考えております。

対象者は、音楽ランキング等で長きにわたり培ってきた「オリコン」ブランドへの社会的信頼と、公正中立な調査ノウハウを確立しており、同社が提供するCS調査事業は、現在の消費環境において消費者・企業双方から強く求められるサービスを提供していると考えております。

かかる状況下、丸の内キャピタルは、対象者の営業体制の抜本的な強化を通じて、商標利用（ランキングロゴの利用）契約企業の拡大並びに、CS調査データを起点としたデジタルプロモーション（注4）の併売を促進し、更には社会的ニーズの高い新規カテゴリ（金融、ライフスタイル領域等）への機動的な領域拡大を行うことで、大きな成長余地があると考えております。

これらの施策の実行に向けては、これまで丸の内キャピタルが多数の投資先で実行し蓄積してきた営業等のプロセスマネジメント・インセンティブ設計のノウハウを活用できると共に、三菱商事グループが有する消費財・リテール・金融・不動産等の広範な産業接点を活用した顧客紹介や、マーケティング知見の活用といった協働も可能であり、対象者のCS事業における提供先拡大及び収益性の向上に効果的に寄与できるものと考えております。

（注4） 「デジタルプロモーション」とは、CSランキングを通じ、顧客に対してユーザーを送客することをいいます。

( ) 「オリコニュース」をはじめとした対象者メディアの媒体力の更なる強化

対象者が運営する「オリコニュース」等のメディア事業は、芸能・エンタテインメント業界との強固なネットワークと高い取材力を背景に、主要ポータルサイトへの記事配信や自社サイトにおいて圧倒的なPV数と認知度を有しており、近年ではYouTube等の動画プラットフォームにおいても多数の登録者・視聴者を獲得するなど、確固たる媒体力を有していると認識しております。

他方で、昨今、SNSの普及や新たなメディアの乱立により競争が激化すると共に、フェイクニュースの拡散など情報の真正性が問われる局面が増加しており、メディアとしてはより高度な独自コンテンツの制作能力と、揺るぎない信頼性を有するプラットフォームへと脱皮する必要があると考えております。

かかる中で、丸の内キャピタルは、記事・動画制作体制への積極的な投資を通じたコンテンツの質・量の向上及びジャンル拡大、並びに配信先プラットフォームの更なる多角化、配信コンテンツの改善サイクルの仕組み構築等を通じて、媒体価値を更に高めることが可能であると考えております。

その実現においては、丸の内キャピタルがこれまで培ったサービス改善のためのPDCAサイクルの高速化や、最適ナリソース配分に関する戦略的な判断・ノウハウを提供し、対象者と協議しながらジャンル・配信先の開拓・深堀り及びインセンティブ設計の見直し等を通じた採用力の強化、UI/UX(注5)の改善やコンテンツ制作体制の強化を断続的に実行していくことで、ユーザー・読者及び広告主からより高く評価される媒体への進化に貢献できると考えております。

(注5) 「UI (User Interface)」とは、コンピュータと利用者の間にある、機器類とそれらを動かすソフトウェアの総称のことをいいます。また「UX (User Experience)」とは、製品・サービスを使用する際の印象や体験、使い勝手や操作感のことをいいます。

( ) AI・テクノロジーを活用した事業運営の更なる高度化

対象者は「ファクト・事実・を情報化する」という経営理念のもと、膨大な調査データや調査ノウハウ、ニュースコンテンツやそれらに対する消費者動向に係るデータを保有しておりますが、今後更なる成長を実現するためには、これらの資産と最新のテクノロジーを融合させることが不可欠であると考えております。具体的には、生成AI等を活用したニュース記事・動画コンテンツ制作の効率化・自動化による生産性の向上及びCS調査を通じて蓄積されたデータの深層分析等、対象者が保有するアセットを更に活用することで、顧客企業のマーケティング全般における新たなインサイトを戦略的観点から提供するコンサルティング事業への進出等が挙げられます。

丸の内キャピタルは、こうしたDX(デジタルトランスフォーメーション)やAI導入・新規事業創出に向けた投資判断を、短期的な収益変動にとらわれず中長期的な視点で支援すると共に、三菱商事グループが有するAI・DX知見の提供や、M&Aを含めた技術・人材獲得を積極的に支援することで、対象者の事業運営の高度化及び新たなサービス創出に貢献できるものと考えております。

( ) 経営体制の強化

丸の内キャピタルは、今後の対象者の持続的な成長のためには、CS事業の収益機会拡大、メディア事業の媒体力強化、及びAI活用による事業高度化といった全社戦略を、迅速かつ確実に実行するための経営体制の強化が必要であると認識しております。

丸の内キャピタルは、投資先企業の経営課題解決に向けて、常駐・半常駐の形でハンズオン支援を行ってきた豊富な実績を有しており、各施策の立案及び実行については対象者と伴走しながら、より高い確度とスピード感を持って推進することが可能であると考えております。具体的には、丸の内キャピタルより、対象者の企業価値向上に資する人材を派遣・参画させ、経営管理体制の高度化や各種プロジェクトの推進サポート等を行うと共に、中長期的な企業価値向上に連動したインセンティブプランの設計を含めた人事・報酬制度の構築等により、優秀な人材の採用・育成・維持を図ることで、対象者グループの更なる飛躍に貢献できるものと考えております。

その後、丸の内キャピタルは、2026年2月下旬から同年4月上旬まで実施したデュー・ディリジェンス及び各種分析を通じて、三菱商事グループの有する事業ネットワーク・業界知見・ノウハウ及び丸の内キャピタルの投資実績に基づく知見を最大限活用することで、対象者の強みである中立性、公平性を維持しながら、先端テクノロジーの利用や事業領域を拡大し、調査やデータ提供のみならず、消費者のニーズをとらえ、顧客に対して高品質なインサイトを提供する企業への変革実現性を高め、また、実現にむけたスピードも加速化することにより、更なる企業価値向上に貢献できると判断するに至りました。

このような分析・検討・対象者との協議の結果等を踏まえ、2026年4月7日、丸の内キャピタル及び小池氏は、対象者から開示を受けた本事業計画(下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」において定義します。)をはじめ、デュー・ディリジェンスを通じた各種資料開示等に基づいた対象者の事業及び財務の状況の分析結果等の各種要素を総合的に勘案した上で、対象者に対して、対象者が2027年3月期の期末配当を行わないことを前提として、本公開買

付価格を1,000円（提案日である2026年4月7日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値824円に対して21.36%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値849円（円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して17.79%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値868円に対して15.21%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値854円に対して17.10%のプレミアム）、本自己株式取得価格を671円とする旨の初回提案を行いました。これに対して、2026年4月8日、対象者及び本特別委員会（下記「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において定義します。以下同じです。）より、当該提案価格は、対象者の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する特別委員会の立場に鑑み到底受け入れられない水準との理由から、本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領いたしました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、2026年4月14日、本公開買付価格を1,070円（提案日である2026年4月14日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値818円に対して30.81%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値840円に対して27.38%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値864円に対して23.84%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値853円に対して25.44%のプレミアム）、本自己株式取得価格を717円とする旨の第2回提案を行いました。これに対して、2026年4月15日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格は、対象者の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する特別委員会の立場に鑑み到底受け入れられない水準との理由から、本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領いたしました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、2026年4月21日、本公開買付価格を1,150円（提案日である2026年4月21日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値816円に対して40.93%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値830円に対して38.55%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値859円に対して33.88%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値853円に対して34.82%のプレミアム）、本自己株式取得価格を769円とする旨の第3回提案を行いました。これに対して、2026年4月22日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格は、対象者の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する特別委員会の立場に鑑み依然として不十分であるとの理由から、本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領いたしました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、2026年4月27日、本公開買付価格を1,200円（提案日である2026年4月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,086円に対して10.50%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値847円に対して41.68%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値864円に対して38.89%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値857円に対して40.02%のプレミアム）、本自己株式取得価格を802円とする旨の第4回提案を行いました。これに対して、2026年4月28日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格と対象者株式の市場株価を対比したプレミアムは、直近の対象者株式の市場株価の上昇を踏まえると、本取引に類似する非公開化を前提としたMBO案件と比較して、十分とは言い難い水準との理由から、本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領いたしました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、対象者株式の株価が従前に比して高いボラティリティで推移していることを踏まえると本公開買付価格の引上げの検討には時間を要すると判断したため、2026年5月7日、対象者及び本特別委員会に対し、本取引の公表時期を当初予定していた2026年5月8日から延期することが必要である旨、同月15日に、まずは2026年5月21日を本取引の公表日とすることを目指したい旨を伝えた上で、同月19日、本公開買付価格を1,280円（提案日である2026年5月19日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,034円に対して23.79%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,031円に対して24.15%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値908円に対して40.97%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値883円に対して44.96%のプレミアム）、本自己株式取得価格を854円とする旨の第5回提案を行いました。なお、丸の内キャピタル及び小池氏としては当該提案価格には十分なプレミアムが加算されていると考えているものの、対象者が2026年5月8日の引け後に「のれんの減損損失の計上および通期連結業績予想と実績との差異に関するお知らせ」（以下「対象者業績差異プレスリリース」といいます。）を公表して以降、対象者株式の市場株価が下落したことを踏まえ、当該提案価格の提案に際しては、当該公表がなされる前の対象者株式の市場株価が確認できる直近の取引日である2026年5月8日を基準日とした場合の対象者株式の市場株価に対してのプレミアムも考慮しており、具体的には、第5回提案に係る提案価格の1,280円は、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,133円に対して12.97%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して35.59%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して44.14%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して46.96%と十分なプレミアムを付した価格となっております。これに対して、2026年5月20日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格と対象者株式の市場株価を対比したプレミアムは、直近の対象者株式の市場株価の上昇を踏まえると、本取引に類似する非公開化を前提としたMBO案件と比較して、十分とは言い難い水準との理由から、本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領したことから、同日、丸の内キャピタル及び小池氏は、前回同様に本公開買付価格の引上げの再検討には時間を要するため、対象者及び本特別委員会に対し、本取引の公表日程についても再考する旨を伝え、翌21日に、2026年5月28日を本取引の公表日とすることを目指したい旨を改めて伝えたところ、同月22日、対象者から当該日程で各会議体等を調整する旨の回答を受領いたしました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、2026年5月27日、本公開買付価格を1,332円（提案日である2026年5月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,044円に対して27.59%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,073円に対して24.14%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値923円に対して44.31%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値893円に対して49.16%のプレミアム）、本自己株式取得価格を888円とする旨の第6回提案を行いました。なお、当該提案価格は対象者が対象者業績差異プレスリ

リリースを公表した2026年5月8日を基準日とした場合の対象者株式の市場株価に対してのプレミアムも考慮しており、具体的には、当該提案価格の1,332円は、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,133円に対して17.56%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して41.10%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して50.00%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して52.93%と十分なプレミアムを付した価格となっております。これに対して、同日、対象者及び本特別委員会から、最終的な対象者の意思決定は、2026年5月28日開催予定の対象者取締役会の決議によることを前提として、対象者の企業価値及び一般株主の利益保護に鑑み当該提案価格を応諾する旨の回答を受領いたしました。

なお、2026年2月24日に初期的意向表明書を提出以降、丸の内キャピタルは、小池氏及びリトルポンドとの間で本公開買付価格及び本自己株式取得価格、スキーム、本取引基本契約、本株主間契約及び本応募契約の契約条件等について複数回にわたる協議を進めました。その後、公開買付者は、リトルポンドとの間で、2026年5月28日付で、本取引基本契約を締結しております。また、同日付で、小池氏との間で、小池氏が所有する対象者株式全て(71,700株、所有割合:0.55%)について本応募契約を締結しております。

#### 【買付け等の価格の算定の経緯及び基礎】

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、対象者が開示している有価証券報告書、決算短信等の財務情報等の資料及び対象者に対して2026年2月下旬から2026年4月上旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析いたしました。また、公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値(1,044円)、直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の終値単純平均値(1,073円、923円及び893円)、本書提出日の前営業日である2026年5月28日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値(1,161円)の推移を参考にいたしました。公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議及び交渉を経て、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、2026年5月28日に本公開買付価格を1,332円と決定しております。

なお、公開買付者は、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、かつ対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定したものであるため、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

なお、経緯の詳細については、上記「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

本公開買付価格1,332円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2026年5月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,044円に対して27.59%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,073円に対して24.14%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値923円に対して44.31%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値893円に対して49.16%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格1,332円は、本書提出日の前営業日である2026年5月28日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値1,161円に対して14.73%のプレミアムを加えた価格となります。

#### 【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

##### ( ) 検討体制の構築の経緯

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2026年2月24日に初期的意向表明書を受領したことを踏まえ、本取引に関する具体的な検討を開始したとのことです。

その後、対象者は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引がマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本取引に関して検討を進めるにあたり、本公開買付価格の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、2026年2月25日開催の対象者取締役会において、公開買付者、公開買付者親会社、丸の内キャピタル、丸の内キャピタル3号ファンド、小池氏及びリトルポンド(以下、総称して「公開買付関連当事者」といいます。)から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業(以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。)を、公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社AGS FAS(以下「AGS FAS」といいます。)を、それぞれ選任し、公開買付関連当事者から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の一般株主の皆様のご利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築したとのことです。

また、対象者は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)として行われるものであり、構造的な利益相反が存在することを踏まえ、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、本取引の公正性、透明性及び客観性を担保するために、アンダーソ

ン・毛利・友常法律事務所の法的助言を踏まえ、2026年2月25日開催の対象者取締役会において、本取引及び公開買付関連当事者から独立した委員によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置する旨を決議し、本取引を検討するための体制を構築したとのことです。本特別委員会の構成その他具体的な諮問事項等については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」をご参照ください。

なお、対象者は、本特別委員会に付与された権限（権限の具体的な内容については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」をご参照ください。）に基づき、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、2026年2月25日開催の本特別委員会において、対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及び対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGS FASについて、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けているとのことです。加えて、対象者は、丸の内キャピタル及び小池氏から2026年2月24日付で初期的意向表明書を受領して以降、公開買付関連当事者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に關与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を対象者の社内に構築するとともに、2026年2月25日開催の本特別委員会において、係る検討体制に独立性・公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けているとのことです。本取引に係る検討、交渉及び判断に關与する役職員の範囲及びその職務については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した検討体制の構築」をご参照ください。

#### ( ) 検討・交渉の経緯

上記「( ) 検討体制の構築の経緯」の検討体制の下、対象者は、対象者の経営環境及び事業の状況等を踏まえ、本取引の是非や本公開買付価格を含む本取引の諸条件の妥当性について、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や本特別委員会からの意見・指示・要請等に基づき、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及びAGS FASからの助言も随時受けながら、丸の内キャピタル及び小池氏との間で継続的に協議及び交渉を行い、慎重に検討を行ったとのことです。

具体的には、2026年2月25日付で本特別委員会を設置して以降、本特別委員会における検討・協議を進めたとのことです。本特別委員会は、2026年3月4日付で対象者に対して、本取引及び本取引後の目的・意義等に関して書面による質問事項を送付し、同月18日付で書面による回答を受領し、同月19日開催の本特別委員会において、対象者から、本取引の提案を受けた経緯、本取引の目的、事業環境、経営課題等に関する説明を受け、これらに対する質疑応答を行ったとのことです。

また、本特別委員会は、2026年3月24日付で丸の内キャピタル及び小池氏に対して、本取引及び本取引後の経営方針等に関して書面による質問事項を送付し、同月30日付で書面による回答を受領し、同月31日開催の本特別委員会において、丸の内キャピタル及び小池氏から、本取引を提案するに至った経緯及び理由、本取引の目的、対象者事業に関する評価、本取引の諸条件、本取引後の経営方針等について説明を受け、これらに対する質疑応答を行ったとのことです。

本公開買付価格については、対象者及び本特別委員会は、2026年4月7日に、丸の内キャピタル及び小池氏より、対象者が2027年3月期の期末配当を無配とすることを前提として、本公開買付価格を1株当たり1,000円（提案日である東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値824円に対して21.36%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値849円に対して17.79%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値868円に対して15.21%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値854円に対して17.10%のプレミアム）、本自己株式取得価格を671円とする旨の初回提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年4月8日に、当該提案価格は、対象者の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する立場に鑑み到底受け入れられない水準であるとして、本公開買付価格に係る提案内容の再検討の要請を行ったとのことです。その後、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年4月14日、本公開買付価格を1,070円（提案日である2026年4月14日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値818円に対して30.81%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値840円に対して27.38%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値864円に対して23.84%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値853円に対して25.44%のプレミアム）、本自己株式取得価格を717円とする旨の第2回提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年4月15日に、当該提案価格は、対象者の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する立場に鑑み到底受け入れられない水準であるとして、本公開買付価格に係る提案内容の再検討の要請を行ったとのことです。その後、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年4月21日、本公開買付価格を1,150円（提案日である2026年4月21日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値816円に対して40.93%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値830円に対して38.55%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値859円に対して33.88%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値853円に対して34.82%のプレミアム）、本自己株式取得価格を769円とする旨の第3回提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年4月22日に、当該提案価格は、対象者の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する立場

に鑑み依然として不十分であるとして、本公開買付価格に係る提案内容の再検討の要請を行ったとのことです。その後、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年4月27日、本公開買付価格を1,200円（提案日である2026年4月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,086円に対して10.50%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値847円に対して41.68%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値864円に対して38.89%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値857円に対して40.02%のプレミアム）、本自己株式取得価格を802円とする旨の第4回提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年4月28日に、当該提案価格と市場株価を対比したプレミアム率は、直近の対象者株式の市場株価の上昇も踏まえると、本取引と類似する非公開化を前提としたMBO案件と比較して、十分とは言い難い水準であるとして、本公開買付価格に係る提案内容の再検討の要請を行ったとのことです。その後、対象者及び本特別委員会は、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年5月7日には、対象者株式の株価が従前に比して高いボラティリティで推移していることを踏まえると本公開買付価格の引上げの検討には時間を要すると判断したため、本取引の公表時期を当初予定していた2026年5月8日から延期することが必要である旨の連絡を、同月15日には、まずは2026年5月21日を本取引の公表日とすることを目指したい旨の連絡をそれぞれ受領した上で、同月19日には、本公開買付価格を1,280円（提案日である2026年5月19日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,034円に対して23.79%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,031円に対して24.15%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値908円に対して40.97%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値883円に対して44.96%のプレミアム）、本自己株式取得価格を854円とする旨の第5回提案を受領したとのことです。なお、第5回提案によれば、丸の内キャピタル及び小池氏としては当該提案価格には十分なプレミアムが加算されていると考えているものの、対象者業績差異プレスリリースを公表して以降、対象者株式の市場株価が下落したことを踏まえ、当該提案価格の提案に際しては、当該公表がなされる前の対象者株式の市場株価が確認できる直近の取引日である2026年5月8日を基準日とした場合の対象者株式の市場株価に対してのプレミアムも考慮しており、具体的には、第5回提案に係る提案価格の1,280円は、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,133円に対して12.97%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して35.59%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して44.14%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して46.96%と十分なプレミアムを付した価格となっております。これに対して、2026年5月20日、対象者及び本特別委員会は、当該提案価格と対象者株式の市場株価を対比したプレミアムは、直近の対象者株式の市場株価の上昇を踏まえると、本取引に類似する非公開化を前提としたMBO案件と比較して、十分とは言い難い水準との理由から、本公開買付価格の引上げを要請し、同日、丸の内キャピタル及び小池氏より、前回同様に本公開買付価格の引上げの再検討には時間を要するため、対象者及び本特別委員会に対し、本取引の公表日程についても再考する旨が伝えられ、翌21日に、2026年5月28日を本取引の公表日とすることを目指したい旨が改めて伝えられたとのことです。このため、同月22日、対象者から丸の内キャピタル及び小池氏に対し、当該日程で各会議体等を調整する旨を回答したとのことです。その後、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年5月27日、本公開買付価格を1,332円（提案日である2026年5月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,044円に対して27.59%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,073円に対して24.14%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値923円に対して44.31%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値893円に対して49.16%のプレミアム、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,133円に対して17.56%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して41.10%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して50.00%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して52.93%）、本自己株式取得価格を888円とする旨の第6回提案を受領したとのことです。なお、第6回提案によれば、丸の内キャピタル及び小池氏としては、当該提案価格は対象者業績差異プレスリリースを公表した2026年5月8日を基準日とした場合の対象者株式の市場株価に対してのプレミアムも考慮しており、具体的には、当該提案価格の1,332円は、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,133円に対して17.56%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して41.10%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して50.00%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して52.93%と十分なプレミアムを付した価格となっております。これに対して、対象者及び本特別委員会は、同日、最終的な意思決定は2026年5月28日に開催される対象者取締役会での決議によることを前提として、本公開買付価格を1株当たり1,332円、本自己株式取得価格を888円とすることに応諾する旨を回答したとのことです。

( ) 判断の内容

以上の経緯の下、対象者は、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2026年5月27日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けたとのことです（本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」をご参照ください。）。その上で、対象者は、2026年5月28日開催の対象者取締役会において、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言並び

にファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGS FASから受けた財務的見地からの助言及びAGS FASから2026年5月27日付で取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格を含む本取引の諸条件は公正なものか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのことです。その結果、対象者は、以下の点等を踏まえると、丸の内キャピタル及び小池氏が、上記「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者の企業価値を向上させ、対象者グループの更なる事業拡大及び収益性向上を図り、ひいては中長期的な企業価値の最大化に寄与するために、(ア)顧客満足度(CS)調査事業における顧客基盤の拡大と収益機会の最大化、(イ)「オリコンニュース」をはじめとした対象者メディアの媒体力の更なる強化、(ウ)AI・テクノロジーを活用した事業運営の更なる高度化、(エ)経営体制の強化といった具体的な施策を企図していることは合理的であり、本取引を通じて対象者株式を非公開化することが、対象者の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至ったとのことです。

(ア) 顧客満足度(CS)調査事業における顧客基盤の拡大と収益機会の最大化について

対象者は、現在約200あるランキングを「オリコン」ブランドを維持し、信頼性を担保できる範疇でこれまで増やしてきましたが、三菱商事グループが有する広範な産業接点の活用や異種データとの掛け合わせによる新たなランキング領域の創設、及びこれまで接点のなかった顧客紹介により、対象者の顧客満足度(CS)調査事業の価値を更に高め、成長速度を加速することが可能となると考えているとのことです。更には、現状において顧客満足度(CS)調査は国内に限定され、収益機会の拡大には海外展開が必要と認識しつつも、対象者グループ単独での海外展開には、人的リソースや現地の営業ネットワークの構築等の側面から限界を感じておりましたが、三菱商事グループのグローバル人材及びグローバル・ネットワークを駆使することにより、対象者単独では成しえない海外展開が実現可能になると考えているとのことです。

(イ) 「オリコンニュース」をはじめとした対象者メディアの媒体力の更なる強化について

対象者が運営する「オリコンニュース」等のメディアの読者層は30代～40代世代が中心ですが、日本国内において読者層の高齢化が今後進んでいくと考えられる中で、持続可能な成長のためには10代～20代の若年層の取り込みが必要であると認識しているとのことです。

また、収益機会の最大化のためにはコンテンツ領域の拡大も重要と考えているとのことです。その一例として「Japan Anime News powered by ORICON NEWS」は、2024年4月に運営を開始し、日本発のアニメ・マンガ・声優・ランキング等に関する情報をアメリカ・東南アジア・オセアニアを中心に英語で毎日配信しておりますが、読者の拡大には相応の時間がかかるものと考えているとのことです。

これらのメディアを充実させ、読者層を拡大しつつ、様々な広告主にとってより魅力あるメディアになるためには、対象者内の経営資源に限定せず、丸の内キャピタル及び三菱商事グループが持つ豊富なM&Aを含む投資の意思決定及びサービス改善のためのPDCAサイクルの経験・ノウハウを組み合わせることで、エンタテインメント分野に留まらず、他ジャンルの信頼性の高いコンテンツの質・量の向上が可能になると考えているとのことです。

(ウ) AI・テクノロジーを活用した事業運営の更なる高度化について

ゼロクリック検索と呼ばれるような消費者の行動の変化、広告クリエイティブの自動生成、広告配信のリアルタイム最適化、膨大なデータ分析の効率化・深化等、広告のあらゆるプロセスにおいてAIの導入が進んでおり、広告市場はより高度化・多様化しているとのことです。また、調査やデータ提供のみならず、消費者のニーズをとらえ、高品質なインサイト提供、予測・コンサルティングといった新形態のビジネスを展開していくためには、三菱商事グループが有する豊富なAI・DXの知見、人材及び国内外のネットワークは強力な推進力になるものと考えているとのことです。

(エ) 経営体制の強化

対象者は、代表取締役会長である小池氏をはじめとする少数の経営陣へ依存した経営体制を補強し、また、上記(ア)から(ウ)の施策を迅速かつ確実に実行するためには、高度な専門性を有する人的リソースの確保・育成が急務であると考えているとのことです。丸の内キャピタルからの各種人材の派遣や人材の採用、教育、生産性向上のノウハウの提供を受けることにより、より高い確度とスピード感を持って推進することが可能になると考えているとのことです。

上記の諸施策は、中長期的に見れば大きな成長が見込まれる機会だとしても、必ずしも早期に対象者グループの利益に貢献するものではなく、計画どおりに事業が展開しない事業遂行上の不確定リスクに加え、短期的にはAI・テクノロジーへの投資による償却費負担及びグローバル人材、AI・テクノロジーに精通した

人材等高度な専門性を有する人材への投資による人材関連費の増加が対象者グループの財務状況や業績の悪化、ひいては株価の下落や配当の減少等、対象者の株主の皆様に対して多大なリスクがあると考えられるとのことです。そのため、対象者が上場を維持したままこれらの施策を実施した場合、短期的には対象者の既存株主の皆様の利益を損なう可能性があると考えられるため、対象者が上場を維持したままこれらの施策を実施することは困難であると考えているとのことです。一方で、本取引により、対象者株式を非公開化することで、これらの施策を中長期的な目線で実行することが可能となるほか、対象者株式の上場を維持するために必要な費用（有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用、会計監査費用、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用等）を削減することができ、かつ、上場会社として必要となる管理部門の維持のための費用その他のコスト等、対象者株式の上場を維持することによるその他の経営負担も軽減され、より一層、事業成長への経営資源の集中を図ることも可能になると考えているとのことです。

対象者としても、対象者の株主の皆様に対して短期的な悪影響を被ることなく株式を売却できる機会を提供するとともに、対象者株式を非公開化することで、短期的な株式市場からの評価にとらわれず、かつ、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする株主と経営陣が一体となった強固かつ安定した新たな経営体制を構築した上で、丸の内キャピタル及び三菱商事グループが有する経営資源やノウハウを最大限活用することが、対象者の更なる企業価値向上を実現する最良の選択であると判断したとのことです。

一方で、対象者は、本取引を通じて対象者株式を非公開化することによるデメリットについても検討したとのことです。対象者株式の非公開化を行った場合には、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなること、上場会社としてのブランドを喪失することで従業員の採用及び定着に悪影響が生じること、及び取引先をはじめとするステークホルダーに対する信用力が低下することが一般的には予想されると認識しているとのことです。しかしながら、対象者の現在の状況に鑑みると、

については、対象者は上場後に新株発行による資金調達は行っておらず、今後もエクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は見込まれないことから、大きなデメリットにはならないと考えているとのことです。については、対象者は上場会社であるということよりも、長年培ってきた「オリコン」ブランドを確立していることから、非公開化後も高い認知度を維持することが期待でき、対象者グループの従業員はこれまでと同様の高い意識をもって働くことが可能であり、人材採用へのデメリットは限定的と考えられるとのことです。については、上記と同様に、対象者は既にブランドを確立しており、非公開化によるステークホルダーに対する信用力が低下するデメリットは限定的と考えられるとのことです。

以上を踏まえ、対象者は、2026年5月28日開催の対象者取締役会において、本公開買付けを含む本取引により対象者株式を非公開化することが、対象者の企業価値の向上に資するものであると判断したとのことです。

また、対象者は、以下の点等から、本公開買付価格（1,332円）は対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

(a) 本公開買付価格が、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている本株式価値算定書における算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの上限値を超える金額である。

- (b) 本公開買付価格が、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,044円に対して27.59%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,073円に対して24.14%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値923円に対して44.31%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値893円に対して49.16%のプレミアムをそれぞれ加えた金額である（以下、かかるプレミアム水準を「5月27日基準プレミアム」といいます。）ものの、対象者決算短信及び対象者業績差異プレスリリース（以下、総称して「対象者決算短信等」といいます。）を公表して以降、対象者株式の市場株価が下落することが予想されたところ、対象者決算短信等は、当時の対象者の足元の状況を踏まえて作成された上、有価証券上場規程等の定めに基づき適時に公表されたものであり、本取引とは無関係の要因によるものであることから、公表の時期及び手続等に、対象者が意図的に対象者株式の株価を下げる等の恣意的な目的は認められない。他方、本公開買付けが対象者決算短信等の公表から近接した時期に開始されることから、少数株主保護の観点から、下落後の市場株価に基づいたプレミアム水準のみをもって本公開買付価格の合理性を判断するのではなく、対象者決算短信等の公表（2026年5月8日の立会時間終了後）がなされる前の2026年5月8日を基準日とした場合におけるプレミアムの水準（以下「5月8日基準プレミアム」といいます。）も考慮した上で、本公開買付価格の合理性を判断する必要があると考えられる。この場合、本公開買付価格が、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,133円に対して17.56%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して41.10%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して50.00%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して52.93%のプレミアムをそれぞれ加えた金額である。5月27日基準プレミアムについては、経済産業省の「公正なM&Aの在り方に関する指針」が公表された2019年6月28日以降に公表され、2026年3月31日までに公開買付けが成立しているマネジメント・バイアウト（MBO）の類似事例（但し、対象会社がTOKYO PRO Marketに上場している事例、二段階公開買付けの事例及び投資法人の事例を除く。）104件における、公表日前営業日の終値、並びに過去1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値それぞれに対するプレミアムの中央値（対公表日前営業日終値：42.3%、対過去1ヶ月間：45.2%、対3ヶ月間：46.5%、対6ヶ月間：49.3%）に比して、公表日の前営業日の終値及び同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では当該中央値を下回るものの、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では遜色のない水準にあると考えられること、また、5月8日基準プレミアムについては、基準日の終値及び同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では当該中央値を下回るものの、基準日までの過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、中央値を上回る水準にあると考えられること、及び、一般にPBRが高い銘柄は既に株式市場において企業価値が高く評価されているため、公開買付け案件における市場価格に対するプレミアムは低くなる傾向にあるところ、2026年5月27日現在の対象者のPBRは2倍を超えていることを踏まえ、全104件のうち、憶測報道がなされた案件を除いたPBRが2倍以上の事例13件のプレミアムの中央値（公表日の前営業日を基準日として、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるそれぞれのプレミアムの中央値が25.8%、24.6%、33.3%及び28.3%）と比較すると、5月27日基準プレミアムについては、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、遜色のない水準にあると認められ、また、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに公表日の前営業日までの過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、中央値を上回る水準であること、更に、5月8日基準プレミアムについては、基準日の終値に対するプレミアムとの関係で相応のプレミアムが付されていると認められ、基準日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、中央値を上回る水準であること、加えて、対象者株式の株価推移について、直近1ヶ月においては一定の上昇傾向にあることを踏まえると、必ずしも直近の終値のプレミアムのみを重視するのではなく、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間のプレミアムも相応に勘案することが適切であると考えられることから、5月27日基準プレミアムにおける公表日の前営業日の終値に対するプレミアム及び同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアム、並びに5月8日基準プレミアムにおける基準日の終値に対するプレミアムが過去の類似事例のプレミアムと比較して低いとしても、そのことのみをもって本公開買付価格におけるプレミアム水準が不合理なものとは言えないこと
- (c) 本公開買付価格が、対象者の直近5年間における終値の最高値である1,222円のみならず、場中の最高値である1,231円を上回り、当該期間において市場で対象者株式を取得した株主に経済的不利益が生じない価格であること
- (d) 本公開買付価格の決定に際しては、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られていること等、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること

- (e) 本公開買付価格が、上記利益相反を回避するための措置が採られた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、対象者と丸の内キャピタル及び小池氏との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること
- (f) 本公開買付価格は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書において、本公開買付価格を含む本取引の条件は公正なものであると認められる旨の意見が示されていること
- (g) 本自己株式取得について、本自己株式取得に係るスキームは、法人大株主が存在する上場会社の非公開化取引において採用されることがある方法であり、自己株式取得価格と公開買付価格に差異を設けることで、公開買付価格の引上げにもつながり、一般株主の利益に資すると考えられること、また、本自己株式取得価格（888円）は本公開買付価格（1,332円）よりも低い金額であること、そして、リトルポンドが本自己株式取得により得る税引後の手取り額が本公開買付けに応募する場合に得る税引後の手取り額と同額以下になる金額であることから、本自己株式取得についても不合理な点はなく、妥当であると考えられること

以上より、対象者は、2026年5月28日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役（取締役全5名のうち、小池氏を除く対象者の取締役4名）の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。当該対象者取締役会における決議の方法については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。なお、対象者の取締役のうち、小池氏はリトルポンドの代表取締役であり、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたることが予定されていることから、利益相反の疑義を回避する観点から、対象者取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、対象者の立場において丸の内キャピタルとの協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。また、対象者は、2011年5月9日開催の対象者取締役会において「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めるとともに、当該基本方針に照らして不適切な者によって対象者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本買収への対応方針」といいます。）を導入することを決定し、2023年6月28日開催の対象者第24回定時株主総会において継続することを承認しているとのことですが、本取引の実施は対象者の中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断したことから、2026年5月28日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して本買収への対応方針に従った手続を実施しないことを併せて決議したとのことです。対象者の意思決定の詳細につきましては、対象者プレスリリース並びに下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

#### 【公開買付け後の経営方針】

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、小池氏は、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。本書提出日現在において、公開買付者と対象者のその他の取締役との間には、本公開買付け後の役員就任や処遇について合意はなく、本取引後の対象者の役員構成を含む新たな経営体制の詳細につきましては、本公開買付けの成立後、対象者の更なる企業価値向上に資する取り組みを協議の上、決定していきたいと考えておりますが、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「 本株主間契約（締結予定）」に記載のとおり、丸の内キャピタル3号ファンド及びリトルポンドは、本自己株式取得の実行後、本再出資の実行日付で、公開買付者親会社及び対象者の組織・運営及び株式の取扱い等に関して、対象者の取締役の過半数を丸の内キャピタル3号ファンドが指名し、当初の代表取締役会長を小池氏とすることを含む株主間契約を締結する予定です。また、現時点で決定している具体的な方針はないものの、原則として本取引に伴う従業員の雇用及び処遇の見直しは想定しておりません。なお、公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本株式併合の効力発生を条件として、本第三者割当増資を行うことを予定しております（但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで対象者が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があります。）。また、本再出資が完了した後、公開買付者を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とする本合併を行うことを予定しております。

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

公開買付者及び対象者は、本公開買付けを含む本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付けの公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の一般株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の 乃至 の措置を実施していることから、対象者の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

( ) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、丸の内キャピタル及び小池氏から提示された本公開買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付関連当事者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGS FASに対して、対象者の株式の価値の算定を依頼し、2026年5月27日付で本株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は本項に記載のとおり、公開買付者及び対象者において、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、対象者の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、AGS FASから本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

AGS FASは、公開買付関連当事者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、本取引に係るAGS FASに対する報酬は、本取引の過程に複数のマイルストーンを設定し、各マイルストーンに到達する都度支払われるマイルストーン報酬が含まれているところ、AGS FASとしては、本取引の成否が不明な中において、報酬体系を固定報酬のみとするよりもむしろ、報酬の一部をマイルストーン報酬とする方が対象者の金銭的負担の観点から望ましく、双方にとっても合理性があると考えているとのことであり、対象者としては、同種の取引におけるファイナンシャル・アドバイザーに関する報酬体系の実務慣行に鑑み、マイルストーン報酬が含まれていることをもって独立性が否定されているわけではないと判断しているとのことです。また、本特別委員会は、2026年2月25日開催の第1回の本特別委員会において、AGS FASの独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認しているとのことです。

( ) 算定の概要

AGS FASは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在していることから市場株価法を、また、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法をそれぞれ算定方法として採用し、対象者株式の株式価値の算定を行ったとのことです。

AGS FASによれば、上記の各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	893円～1,073円
DCF法	1,038円～1,294円

市場株価法では、本公開買付けに対する意見表明に係る対象者取締役会決議日の前営業日である2026年5月27日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日終値1,044円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,073円、直近3ヶ月間の終値単純平均値923円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値893円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を893円から1,073円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した事業計画（以下「本事業計画」といいます。）を基に、2027年3月期から2029年3月期までの3期分の本事業計画における財務予測、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2027年3月期第1四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株

当たりの株式価値の範囲を1,038円から1,294円までと算定しているとのことです。なお、割引率は加重平均資本コスト（WACC：Weighted Average Cost of Capital）を採用し、11.28%～13.79%としているとのことです。資本コストの計算にあたっては、対象者の企業規模等を勘案した上でサイズリスク・プレミアムを加味しているとのことです。継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は日本の物価上昇率を基に0.56%～1.89%とし、継続価値を6,306百万円から9,519百万円と算定しているとのことです。

また、対象者の保有する現預金については、対象者における最低限の必要運転資金（2026年3月期の売上原価及び販管費の合計額から償却費を控除した総費用を12で除した額。）を除き、残額を非事業用資産とし、対象者の保有する投資有価証券については、純投資目的として税効果を加味した上で非事業用資産とし、対象者の事業価値に加算しているとのことです。

本事業計画は、本取引の取引条件の公正性を検討することを目的として作成したものであり、公開買付関連当事者はその作成過程に一切関与していないとのことです。また、本事業計画はAIの進化への対応、物価上昇や人件費が高騰する市場環境の中で、サービスの付加価値の向上や売上の拡大を通して、利益を確保する前提を置いており、本事業計画の対象期間は、経営の各種施策を本事業計画に十分に反映させる一方で、AIの影響含め、WEB広告等の市場環境の変化が激しいことを鑑みて2027年3月期から2029年3月期までとしているとのことです。

本事業計画については、本特別委員会は、その内容及び作成経緯等について対象者との間で質疑応答を行い、対象者の一般株主の利益に照らして不合理な点がないことを確認しているとのことです。AGS FASがDCF法の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。本事業計画には、対前年度比較において大幅な増減益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、本事業計画には加味されていないとのことです。

（単位：百万円）

	2027年3月期	2028年3月期	2029年3月期
売上高	6,561	6,699	6,854
営業利益	1,636	1,653	1,673
E B I T D A	1,736	1,753	1,773
フリー・キャッシュ・フロー	1,119	1,144	1,149

（注） AGS FASは、対象者株式の株式価値の算定に際して、対象者から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではないとのことです。AGS FASは、対象者株式の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でAGS FASに対して未開示の事実はないこと等を前提としているとのことです。対象者グループの全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含み、これらに限られない。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。AGS FASは、提供された本事業計画その他将来に関する情報が、対象者の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討又は作成されていることを前提としており、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しているとのことです。AGS FASの算定は、2026年5月27日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としているとのことです。なお、AGS FASが提出した対象者株式の株式価値の算定結果は、本公開買付価格の公平性について意見を表明するものではないとのことです。

#### 対象者における独立したリーガル・アドバイザーからの助言

対象者は、本取引に係る対象者取締役会の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性を担保することを目的として、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、その後、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続、並びに本取引に係る対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の報酬は、時間単位報酬のみとしており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。本特別委員会は、対象者が選任したリーガル・アドバイザーにつき、独立性及び専門性に問題がないことから、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを、本特別委員会において確認しているとのことです。

#### 対象者における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得

##### ( ) 特別委員会の設置の経緯

対象者は、2026年2月25日付の対象者取締役会決議に基づき、本取引における対象者の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付関連当事者及び本取引の成否から独立した、藤原誠司氏（対象者独立社外取締役）、森川幸氏（対象者独立社外取締役・弁護士）及び石島徹氏（対象者独立社外監査役）の3名によって構成される本特別委員会を設置したとのことです。なお、本特別委員会の構成については、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ、本特別委員会の開催の機動性及び意見の集約を円滑に図るため、適正な規模をもって構成する観点から、上記の3名を選定したとのことです。本特別委員会については、選任から本書提出日に至るまで、委員の構成に変更がなく、本特別委員会の委員の互選により、藤原誠司氏が本特別委員会の委員長に就任しているとのことです。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定の報酬を支払うものとしているとのことです。

そして、対象者は、上記対象者取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、(a)本取引の目的は合理的と認められるか（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）、(b)本取引の取引条件の公正性・妥当性が確保されているか（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。）、(c)取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているか、(d)上記(a)乃至(c)を踏まえ、本取引は対象者の一般株主にとって公正であると考えられるか、(e)対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することの是非（以下、(a)から(e)を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を対象者取締役会に提出することを委嘱したとのことです。

また、対象者は、上記対象者取締役会決議において、対象者取締役会における本取引に関する意思決定については、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとし、本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でない判断したときには、対象者取締役会は、当該取引条件による本取引を行わないものとする旨を決議しているとのことです。併せて、対象者は、( )対象者のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等の専門家（以下「アドバイザー等」と総称する。）を指名又は承認（事後承認を含む。）する権限、( )本諮問事項の検討にあたって、本特別委員会が必要と認める場合には、自らのアドバイザー等を選任する権限、( )対象者の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本取引の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、及び( )本取引の取引条件に関する交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する権限を付与することを決議しているとのことです。これを受けて、2026年2月25日に開催された第1回の本特別委員会において、対象者が選任する外部アドバイザー等について、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてAGS FASをそれぞれ選任することを承認したとのことです。

( ) 特別委員会における検討の経緯

本特別委員会は、2026年2月25日から2026年5月27日までに、合計14回開催したほか、各会日間においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのことです。

具体的には、本特別委員会は、対象者から、対象者の事業内容・業績推移、主要な経営課題、本取引により対象者の事業に対して想定されるメリット・デメリット、本取引の条件の検討の際に基礎とされる本事業計画の策定手続等について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。また、本特別委員会は、2026年3月24日付で丸の内キャピタル及び小池氏に対して、本取引及び本取引後の経営方針等に関して書面による質問事項を送付し、同月30日付で書面による回答を受領し、同月31日開催の本特別委員会において、丸の内キャピタル及び小池氏から、本取引を提案するに至った経緯及び理由、本取引の目的、対象者事業に関する評価、本取引の諸条件、本取引後の経営方針等について説明を受け、これらに対する質疑応答を行ったとのことです。更に、本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGS FASによる対象者株式の価値算定の前提となる対象者が作成した本事業計画について、その内容、重要な前提条件及び作成経緯等について対象者から説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で、その合理性を確認し、承認をしているとのことです。上記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、AGS FASは、本事業計画を前提として対象者株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、AGS FASから、対象者株式の株式価値の算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件に関する説明を受け、その算定過程に関して質疑応答を行った上で、当該算定結果の合理性について検討したとのことです。以上の検討に際して、本特別委員会は、対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、特別委員会の意義・役割等を含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容について助言を受けているとのことです。

そして、本特別委員会は、対象者及びAGS FASから、丸の内キャピタル及び小池氏の提案内容や協議・交渉の状況等につき適時に報告を受けた上で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及びAGS FASから聴取した意見も踏まえて審議・検討するとともに、適宜意見を述べ、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」に記載のとおり交渉が行われ、公開買付者との間で本公開買付価格(1,332円)の最終的な合意に至るまで、交渉方針や提案内容に対する回答書を協議・承認し、対象者に対して指示・要請を行うなどして、公開買付者との交渉過程に実質的に関与したとのことです。

( ) 特別委員会における判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2026年5月27日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

(a) 答申内容

本特別委員会は、上記の検討及び慎重な審議の結果として、委員の全会一致により、本諮問事項について以下の意見を答申する。

本取引は対象者の企業価値向上に資すると見込まれ、本取引の目的は合理的と認められる。

本取引の取引条件は公正である。

本取引に係る手続は公正である。

上記乃至その他の事項を踏まえ、本取引は、対象者の一般株主にとって公正である。

上記乃至を踏まえると、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することの意思決定をすることは適切である。

(b) 意見の理由の概要及び検討内容について

1 本取引の目的は合理的と認められるか(本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。)

(1) 本取引の目的等の概要

本特別委員会は、本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について、丸の内キャピタル及び小池氏並びに対象者に対して書面での質疑応答及びヒアリングを行った。それらの内容をまとめると、大要、以下のとおりである。

ア 本取引の目的等に関する丸の内キャピタル及び小池氏の認識

- 現在、マーケティングリサーチ市場は従来の調査・集計を中心とした事業モデルから、AIやビッグデータを活用したインサイト提供やコンサルティングといった高付加価値な分野に対するニーズが急速に高まっている。この変化は大きな成長機会であると同時に、テクノロ

ジー活用の遅れが競争優位の喪失につながるリスクも孕んでいる。対象者が非連続な成長を実現するためには、AIの利活用、高度人材の採用、そしてM&Aを含めた機動的かつ中長期的な成長投資が不可欠と考えている。

- しかし、上場企業として短期的な利益水準の維持が求められる環境下では、こうした抜本的な構造改革や投資を果敢に実行することは困難である。したがって、非公開化によって短期的な市場評価にとらわれない環境を整えることが、本取引の最大の意義と考えている。

- 丸の内キャピタルは、対象者に以下のような支援が可能であると考えている。

(ア) CS（顧客満足度）調査事業における顧客基盤の拡大と収益機会の最大化

丸の内キャピタルは、対象者の営業体制を強化することにより、商標利用（ランキングロゴの利用）契約企業の拡大、CS調査データを起点としたデジタルプロモーション（送客サービス）の併売促進及び金融・ライフスタイル領域等の新規カテゴリへの展開を進めることで、CS調査事業には大きな成長余地があると考えている。

また、丸の内キャピタルが投資先で蓄積してきた営業面のプロセスマネジメントやインセンティブ設計の知見、並びに三菱商事グループの幅広い顧客接点及びマーケティング知見を活用することで、商標利用契約率の向上、クロスセルの推進及び価格最適化（プライシングの見直し）を通じた収益性の向上を図ることが可能であると考えている。他方、これらの施策は短期的には一部顧客の離反や売上成長の鈍化を招く可能性があるため、非公開化により、かかるリスクを許容しつつ中長期的な収益力強化に取り組むことが重要であると考えている。

(イ) 「オリコニュース」をはじめとした対象者メディアの媒体力の更なる強化

丸の内キャピタルは、記事・動画制作体制への投資によるコンテンツの質及び量の向上、ジャンルの拡大、配信先プラットフォームの多角化並びに配信コンテンツの改善サイクルの仕組み化を通じて、対象者メディアの媒体価値を更に高めることが可能であると考えている。

また、コンテンツ制作や改善体制の整備を進めることにより、媒体としての競争力及び収益機会を更に拡大できると考えており、その推進にあたっては、事業開発やプロセスマネジメントに知見を有する人材の関与が有益であると考えている。

(ウ) AI・テクノロジーを活用した事業運営の更なる高度化

丸の内キャピタルは、三菱商事グループのAIエンジニアやデータサイエンティストとの協業を通じて、AIを活用した業務効率化及び新規ソリューション開発を伴走支援することが可能であると考えている。また、先端テクノロジーを活用した新規ビジネスの創出及び既存事業の強化のためには、AI・DX（デジタルトランスフォーメーション）知見の提供が重要であると考えている。

更に、新規ソリューション開発に向けたコンサルティング機能や先進テクノロジーを獲得するため、対象者のケイパビリティを補完するM&Aを、候補先のリストアップから実行及びPMIまで丸の内キャピタル主導で推進することも有効であると考えている。これにより、対象者単独ではリソースの確保に時間を要し得る新規ソリューション開発・実装のスピードと質を高めることが可能であると考えている。

(エ) 経営体制の強化

丸の内キャピタルは、CS調査事業の収益機会拡大、メディア事業の媒体力強化及びAI活用による事業高度化といった全社戦略を迅速かつ確実に実行するための経営体制の強化が必要であると認識している。

丸の内キャピタルは、投資先企業に対するハンズオン支援の実績を有しており、対象者と伴走しながら、経営管理体制の高度化や各種プロジェクトの推進支援を行うことが可能であると考えている。また、丸の内キャピタル及び三菱商事グループのネットワークを活用することで、CTOクラスのAI・DX人材やコンサルティング知見を有する専門人材を探索・招聘し得るほか、業績連動報酬やストックオプション等を含む柔軟なインセンティブ設計及び丸の内キャピタルからの役員派遣等を通じて、変革を着実に実行する体制を構築することが可能であると考えている。

イ 本取引の目的等に関する対象者の認識

本特別委員会が対象者から書面での質疑応答及びヒアリングしたところによれば、対象者としても、以下の点等を踏まえると、丸の内キャピタル及び小池氏が企図する施策の内容は合理的であり、本取引を通じて対象者株式を非公開化することが、対象者の企業価値向上に資するものであると判断している。

- 対象者のグループは、純粹持株会社である対象者を頂点に、オリコン・リサーチ株式会社、株式会社oricon ME、オリコンNews株式会社、及び株式会社新旭の完全子会社4社によって構成され、コミュニケーション事業、データサービス事業及び広告事業の3つの事業セグメントを展開している。
- 対象者の成長エンジンは、15年以上にわたってデータ収集・分析を行ってきたノウハウと豊富なデータ資産、更に「オリコン」ブランドの社会的信頼を基にした顧客満足度（CS）調査事業であるところ、AIの進化・市場への浸透によって、企業の広告手法は、より高度化・多様化してきており、更なる成長のためには、新たなビジネス基盤の構築が経営課題であると考えている。一方で、対象者は、上場会社として市場の期待に応えるべく株価を意識した上での短期的な収益の獲得を意識した事業運営を行う必要があると認識している。
- このような中で、対象者は、公開買付者から、本取引の協議・交渉の過程において、「顧客満足度（CS）調査事業における顧客基盤の拡大と収益機会の最大化」、「『オリコンニュース』をはじめとした対象者メディアの媒体力の更なる強化」、「AI・テクノロジーを活用した事業運営の更なる高度化」、「経営体制の強化」を行うことで、対象者グループの中長期的な企業価値向上を実現したい旨の説明を受け、慎重に検討した結果、対象者としても今後の成長を考えたときに積極的に推進していくべきであるとの考えに至っている。
- しかしながら、かかる施策は中長期的に見れば大きな成長が見込まれる機会だとしても、必ずしも早期に対象者グループの利益に貢献するものではなく、計画どおりに事業が展開しない事業遂行上の不確定リスクに加え、短期的にはAI・テクノロジーへの投資による償却費負担及びグローバル人材、AI・テクノロジーに精通した人材等高度な専門性を有する人材への投資による人材関連費の増加が対象者グループの財務状況や業績の悪化、ひいては株価の下落や配当の減少等、対象者の株主の皆様に対して多大なリスクがあると考えられる。そのため、対象者が上場を維持したままこれらの施策を実施した場合、短期的には対象者の既存株主の利益を損なう可能性があると考えられるため、対象者が上場を維持したままこれらの施策を実施することは困難であると考えている。一方で、本取引により、対象者株式を非公開化することで、これらの施策を中長期的な目線で実行することが可能となるほか、対象者株式の上場を維持するために必要な費用（有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用、会計監査費用、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用等）を削減することができ、かつ、上場会社として必要となる管理部門の維持のための費用その他のコスト等、対象者株式の上場を維持することによるその他の経営負担も軽減され、より一層、事業成長への経営資源の集中を図ることも可能になると考えている。
- 一方で対象者は、本取引を通じて対象者株式を非公開化し、上場廃止することによるデメリットについても検討した。上場廃止に伴うデメリットとして、一般的には、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなること、上場会社としてのブランドを喪失することで従業員の採用及び定着に悪影響が生じること、及び取引先をはじめとするステークホルダーに対する信用力の低下といったデメリットが挙げられる。もっとも、については、対象者は上場後に新株発行による資金調達は行っておらず、今後もエクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は見込まれないことから、大きなデメリットにはならないと考えている。については、対象者は上場会社であるということよりも、長年培ってきた「オリコン」ブランドを確立していることから、非公開化後も高い認知度を維持することが期待でき、対象者グループの従業員はこれまでと同様の高い意識をもって働くことが可能であり、人材採用へのデメリットは限定的と考えている。については、上記と同様に、対象者は既にブランドを確立しており、非公開化によるステークホルダーに対する信用力の低下といったデメリットは限定的と考えている。
- 以上のことから、対象者は、対象者株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断した。

(2) 本特別委員会における検討

本特別委員会は、対象者並びに丸の内キャピタル及び小池氏との間で書面及びインタビューを含めた質疑応答を行い、その合理性を検証したところ、以下のとおり、上記(1)の本取引の目的等に関する丸の内キャピタル、小池氏及び対象者それぞれの認識の具体的な内容、並びにこれらを踏まえた対象者の企業価値向上の可能性等について、いずれも不合理な点は認められなかった。

ア 対象者が置かれた経営環境の認識について

丸の内キャピタルは、対象者がおかれた経営環境について、生成AIの普及により、検索ブラウザからの流入減少やゼロクリック化などのリスクが一部顕在化しつつあり、こうしたリスクへの対応が喫緊の課題であること、新規ソリューション開発やAI実装、データ分析等の非連続な成長施策を強力に推し進めるためには、社内人材に加えて、CTO（最高技術責任者）をはじめとするAI・DX人材や、コンサルティング知見を持つ専門人材の獲得も有効な選択肢であり、また、長期的なコミットメントを引き出すための適切なインセンティブ設計（業績連動報酬やストックオプション等）の導入も重要な課題であること、既存事業の収益力の最大化のためには、KPIの再設計、プロセス管理、営業体制の拡充など、ビジネスプロセス全体への運営強化が課題であることといった認識を有している。

これらの認識は、本特別委員会が対象者からヒアリングした内容とも概ね一致しており、特に不合理な点は認められない。

イ 丸の内キャピタル及び小池氏が企図する企業価値向上に向けた施策案について

丸の内キャピタル及び小池氏は、対象者の企業価値向上策として、顧客満足度（CS）調査事業における顧客基盤の拡大と収益機会の最大化、「オリコニュース」をはじめとした対象者メディアの媒体力の更なる強化、AI・テクノロジーを活用した事業運営の更なる高度化、経営体制の強化を想定している。これらの施策は、対象者の事業環境を十分に考慮したものであるとともに、具体的かつ実現可能性があると考えられ、また、本特別委員会が対象者からヒアリングした内容とも概ね一致しており、特に不合理な点は認められない。

ウ 本取引の実施がもたらす対象者の事業上のメリットについて

上記イに記載の各施策について、今後の対象者グループの中長期的な成長のためには、業務領域の拡大・既存業務の効率化、変化の激しい事業環境へのスピード感ある対応、海外展開やこれらの戦略を実行するための人材の確保と育成が必要不可欠であるところ、これまで対象者単独では推進できなかったこれらの施策について、丸の内キャピタルが有する知見やネットワークの活用により実現可能性が高まり、また、より実現のタイミングが早まることが期待できる。

また、特に非公開化という選択をとることについては、上記のとおり、丸の内キャピタルの協力を得ることで企業価値向上に資する各施策の実現可能性や実行のスピードを高めることができると考えられるところ、いわゆるプライベート・エクイティ・ファンドである丸の内キャピタルの性質上、丸の内キャピタルとの協力体制による施策の実施には非公開化が不可欠の前提となることからすれば、本取引により対象者株式が非公開化することは企業価値向上に資する選択であるということが出来る。加えて、上記の各施策の中で、特に短期的にはROEやROICが大きく下がる可能性のある取引については、市場の理解を得ることが難しいものもある可能性があり、そのような施策については非公開化により初めて行うことができるものもあると考えられる。

また、対象者株式の上場廃止により、対象者株式の上場を維持するために必要となるコストの削減及びその他の経営負担も軽減されるとの対象者の認識にも不合理な点は認められない。

## エ 本取引の実施がもたらす対象者の事業上のデメリットについて

本取引により対象者は非上場会社となること、上場会社でなくなることのデメリットとして、一般論としては、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなること、上場会社としてのブランドを喪失することで従業員の採用及び定着に悪影響が生じること、及び取引先をはじめとするステークホルダーに対する信用力の低下といったデメリットが挙げられる。しかしながら、対象者は「オリコン」ブランドを確立しており、本取引によって社会的信用や知名度が大きく損なわれたり、それにより今後の人材採用に悪影響が生じたりすることはないと、取引先をはじめとするステークホルダーに対する信用力が損なわれることはないとの対象者の認識は、首肯できるものであり、不合理な点は認められない。

### (3) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引は対象者の企業価値向上に資すると見込まれ、本取引の目的は合理的と判断するに至った。

## 2 本取引の取引条件の公正性・妥当性が確保されているか（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。）

### (1) 本公開買付価格の水準

#### ア AGS FASによる株式価値算定書

対象者が、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関であるAGS FASから2026年5月27日付で取得した本株式価値算定書によれば、対象者株式の1株当たりの株式価値は、以下のとおりとされている。

市場株価法：893円から1,073円

D C F法：1,038円から1,294円

本特別委員会は、AGS FASから株式価値評価に用いられた算定方法等について詳細な説明を受けるとともに、AGS FAS及び対象者から、評価手法の選択、D C F法の算定の基礎となる本事業計画の作成主体・作成経緯・作成目的、及び財務予測・前提条件等の内容・合理性、割引率の算定根拠（加重平均資本コストの計算にあたってサイズリスク・プレミアムを加味した理由、背景及び合理性を含む。）、継続価値の算定根拠等に関する説明を受けて質疑応答を行った上で検討した結果、D C F法の算定の基礎となる本事業計画の作成経緯及び財務予測・前提条件等の内容に不合理な点はなく、また、その他の点についても一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

そして、本公開買付価格は、本株式価値算定書の市場株価法及びD C F法による算定結果のレンジの上限値を超える金額である。

#### イ 過去の市場株価・同種案件に対するプレミアム水準の妥当性

本公開買付価格（1,332円）は、本取引の公表予定日の前営業日（2026年5月27日）の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,044円に対して27.59%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、市場株価に対するプレミアムの数値（%）において同様とする。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,073円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同様とする。）に対して24.14%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値923円に対して44.31%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値893円に対して49.16%のプレミアムをそれぞれ加えた金額である。

対象者株式の市場株価は、対象者が2026年5月8日に対象者決算短信等を公表して以降下落することが予想されたところ、対象者決算短信等は、当時の対象者の足元の状況を踏まえて作成された上、有価証券上場規程等の定めに基づき適時に公表されたものであり、本取引とは無関係の要因によるものであることから、公表の時期及び手続等に、対象者が意図的に対象者株式の株価を下げる等の恣意的な目的は認められない。他方、本公開買付けが対象者決算短信等の公表から近接した時期に開始されることから、少数株主保護の観点から、下落後の市場株価に基づいたプレミアム水準のみをもって本公開買付価格の合理性を判断するのではなく、対象者決算短信等の公表（2026年5月8日の立会時間終了後）がなされる前の対象者株式の市場株価が確認できる直近の取引日である5月8日基準プレミアムも考慮した上で、本公開買付価格の合理性を判断する必要があると考えられる。この場合、本公開買付価格（1,332円）は、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,133円に対して17.56%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して41.10%、同日までの過

去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して50.00%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して52.93%のプレミアムをそれぞれ加えた金額である。

5月27日基準プレミアムについては、経済産業省が策定した「公正なM&Aの在り方に関する指針」の公表日である2019年6月28日以降に公表され、2026年3月31日までに公開買付けが成立しているMBOの類似事例（但し、対象会社がTOKYO PRO Marketに上場している事例、二段階公開買付けの事例及び投資法人の事例を除く。）104件のプレミアムの中央値（公表日の前営業日を基準日として、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるそれぞれのプレミアムの中央値が42.3%、45.2%、46.5%及び49.3%）との比較において、公表日の前営業日の終値及び同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では当該中央値を下回るものの、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では遜色のない水準にある。また、5月8日基準プレミアムについては、基準日の終値及び同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では当該中央値を下回るものの、基準日までの過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、中央値を上回る水準にある。この点、一般にPBRが高い銘柄は既に株式市場において企業価値が高く評価されているため、公開買付け案件における市場価格に対するプレミアムは低くなる傾向にあるところ、2026年5月27日現在の対象者のPBRは2倍を超えている。そこで、全104件のうち、憶測報道がなされた案件を除いたPBRが2倍以上の事例13件のプレミアムの中央値（公表日の前営業日を基準日として、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるそれぞれのプレミアムの中央値が25.8%、24.6%、33.3%及び28.3%）と比較すると、5月27日基準プレミアムについては、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、遜色のない水準にあると認められる。また、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに公表日の前営業日までの過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、中央値を上回る水準である。更に、5月8日基準プレミアムについては、基準日の終値に対するプレミアムとの関係で相応のプレミアムが付されていると認められ、基準日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、中央値を上回る水準である。対象者株式の株価推移について、直近1ヶ月においては一定の上昇傾向にあることを踏まえると、必ずしも直近の終値のプレミアムのみを重視するのではなく、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間のプレミアムも相応に勘案することが適切である。

以上より、5月27日基準プレミアムにおける公表日の前営業日の終値に対するプレミアム及び同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアム、並びに5月8日基準プレミアムにおける基準日の終値に対するプレミアムが過去の類似事例のプレミアムと比較して低いとしても、そのことのみをもって本公開買付価格におけるプレミアム水準が不合理なものとは言えない。

## ウ 小括

上記のとおり、本公開買付価格におけるプレミアム水準は不合理なものとは言えないこと、及び、本公開買付価格が、本株式価値算定書の市場株価法及びDCF法による算定結果のレンジの上限値を超える金額であることに加え、対象者の直近5年間における終値の最高値である1,222円のみならず、場中の最高値である1,231円を上回り、当該期間において市場で対象者株式を取得した株主に経済的不利益が生じない価格であることにも鑑みると、本公開買付価格は、妥当な価格であると評価できる。

## (2) 特別委員会による交渉を通じた公開買付価格の引上げ

### ア 公開買付者との協議・交渉の過程

本特別委員会は、本公開買付価格について、一般株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を、丸の内キャピタルとの間で累次にわたって行っている。

## イ 交渉過程についての評価

### (ア) 交渉の回数

上記のとおり、対象者及び本特別委員会は、丸の内キャピタル及び小池氏からの公開買付価格の提案に対して、5度にわたり公開買付価格の引上げを求めて交渉しており、結果的に、5回にわたって公開買付価格を引上げることに成功している。

このように、本特別委員会は、丸の内キャピタル及び小池氏に対する一切の忖度なく、一般株主にとってできるだけ有利な取引条件で本取引が行われるための努力を尽くした交渉をしたといえる。

### (イ) 交渉の結果

上記の交渉の結果として、1,332円という本公開買付価格の決定に至るまでには、対象者株式1株当たり1,000円とする丸の内キャピタル及び小池氏の当初の提案より、332円の価格引上げを実現している。

## ウ 交渉過程の手続の公正性

本取引においては、丸の内キャピタル及び小池氏の影響を受けることなく対象者の一般株主にとってより有利な取引条件を目指した交渉を行うべく、本特別委員会に、本取引の取引条件に関する交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する権限が付与され、本特別委員会を主体として丸の内キャピタル及び小池氏との間の公開買付価格に関する交渉に係る検討が行われた。

そして、本特別委員会は、丸の内キャピタル及び小池氏から価格提案を受けるたびに、特別委員会において専門家の助言を受けながら協議して交渉方針を決定し、対象者及びそのアドバイザーに対し、丸の内キャピタル及び小池氏との交渉に係る指示を行った。

したがって、交渉過程の手続は公正であるといえる。

## エ 小括

以上から、本公開買付価格を含む本取引の取引条件は、本特別委員会による、独立当事者間の取引と実質的に同等の、適切かつ十分な交渉の結果として決定されたものといえる。

### (3) 本公開買付け後の手続において交付される対価

本公開買付けに応募しなかった一般株主は、本公開買付けの後に実施される予定の非公開化の手続において、最終的に金銭が交付されることになるところで、当該手続において交付される金銭の額については、本公開買付価格に株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定である。

また、本公開買付けの成立を条件として、対象者の株主を公開買付者及びリトルポンドのみとする手続としては、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除く。）の全員に対し、本株式併合を行うことが予定されているところ、法令上、本公開買付けに応募しなかった株主に対して株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されている。

以上のとおり、本公開買付けを含む本取引においては、いわゆる強圧性の問題に対応すべく、本公開買付けに応募しなかった一般株主の利益に配慮がなされているといえ、本株式併合に係る条件には、一定の合理性があると考えられる。

### (4) 自己株式取得に係る自己株式取得価格

本取引においては、本自己株式取得を通じ、最終的に公開買付者が対象者を完全子会社化することが予定されている。かかる方法は、法人大株主が存在する上場会社の非公開化取引においては採用されることが少なくない方法であり、自己株式取得価格と公開買付価格に差異を設けることで、公開買付価格の引上げにもつながり、一般株主の利益に資する可能性もある方法といえる。

本自己株式取得価格である888円は、一般株主の経済的利益を最大化することと株主間の公平性を両立させることを企図して設定されたものとのことであり、リトルポンドが本自己株式取得に応じた場合に法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることによりリトルポンドが理論上享受しうる税務メリットを最大限考慮した場合においても、リトルポンドが本公開買付けに応募する場合と本自己株式取得に応じる場合とで税引き後の手取金額が同額以下となる金額として設定されているため、本自己株式取得価格は、本公開買付価格との対比において、リトルポンドが対象者株式の対価として一般株主を上回る経済的利益を得るものではないと評価できる。以上を基に、本特別委員会は、本取引において本自己株式取得が行われるからといって、

対象者の一般株主の犠牲のもとに、リトルポンドが不当に利益を得るものではないものと考え  
る。

(5) 再出資に係る払込価額

本再出資における公開買付者親会社の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格（但し、本株式併合を行う場合には、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定であるとのことである。）にする予定であり、当該金額より低い評価額による発行、すなわち本公開買付価格より低い価格による発行は行わない予定であるとのことである。したがって、リトルポンドと対象者の一般株主との間で不平等は生じない。

(6) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類等を含む、本取引の取引条件は公正であると判断するに至った。

3 取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているか

以下の点より、本取引においては、一般株主の利益を図る観点から公正な手続が実施されており、公正な手続を通じた対象者の株主の利益への十分な配慮がなされているものと考えられる。

(1) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、本公開買付けに関する意見表明に向けて、丸の内キャピタル及び小池氏から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGS FASに対象者株式の価値算定を依頼し、2026年5月27日付で本株式価値算定書を取得していること。

(2) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性を担保するために、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同事務所から、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続、並びに本取引に係る対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けていること。

(3) 特別委員会の設置

対象者は、本取引がいわゆるMBOに該当し、対象者又は対象者の一般株主との間に構造的な利益相反の問題が典型的に存在するため、本取引に係る対象者の意思決定に慎重を期し、また、本取引における対象者の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2026年2月25日開催の対象者取締役会決議に基づき、公開買付関連当事者及び本取引の成否のいずれからも独立した委員である藤原誠司氏（対象者独立社外取締役）、森川幸氏（対象者独立社外取締役）及び石島徹氏（対象者独立社外監査役）の3名によって構成される特別委員会を設置していること。

(4) 本特別委員会による協議・交渉への関与

本特別委員会は、対象者取締役会から、本取引の取引条件に関する交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する権限を付与され、当該権限に基づき、AGS FAS及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を受けながら、上記「2 本取引の取引条件の公正性・妥当性が確保されているか（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。）」の「(3) 特別委員会による交渉を通じた公開買付価格の引上げ」のとおり、本取引の取引条件に関する交渉が、丸の内キャピタル及び小池氏と対象者との間の複数回にわたる価格交渉に実質的に関与する形で行われていること。

(5) 本取引の交渉過程における特別利害関係人の不関与

対象者を代表して本取引を検討・交渉する取締役には、本取引に特別な利害関係を有する者は含まれておらず、その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、丸の内キャピタル、小池氏その他の本取引に特別な利害関係を有する者が対象者側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は存在しないこと。

(6) 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間（20営業日）よりも長期である30営業日に設定している。公開買付期間を法定の最短期間と比較して長期に設定することにより、対象者の株主が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保していること。

また、公開買付者と対象者は、対象者が他の買収者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、他の買収者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていないこと。

(7) マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)

公開買付者は、本公開買付けにおいて、マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の一般株主の利益に資さない可能性もあるものと考えていることから、同条件の設定をしていないとのことであり、かかる理由には一定の合理性が認められること。

(8) 適切な情報開示及び強圧性の排除

本取引においては、本公開買付けが成立した場合に、その後実施される本株式併合について、公開買付者が提出する公開買付届出書、対象者が公表するプレスリリース等において、十分な開示がなされることが予定されていること。

公開買付者は、本株式併合の方法及び対価として交付される金銭について強圧性の問題が生じないように配慮していると認められること。

(9) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられており、本取引の手続は公正であると判断するに至った。

4 上記を踏まえ、本取引は対象者の一般株主にとって公正であると考えられるか

上記1乃至3までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員会において、本公開買付けを含む本取引が対象者の一般株主にとって公正でないと考えられる事情は特段見当たらない。

上記を踏まえ、本取引が対象者の一般株主に及ぼす影響を慎重に検討した結果、本取引は、対象者の一般株主にとって公正であると判断するに至った。

5 対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することの是非

上記1乃至4までにおいて検討したとおり、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、取引条件の公正性及び妥当性並びに手続の公正性も確保されており、一般株主にとって公正であると認められる。したがって、本特別委員会は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することの意思決定をすることは適切である旨の意見を答申する。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、AGS FASから受けた財務的見地からの助言、本株式価値算定書の内容、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否かについて、慎重に協議・検討をしたとのことです。

その結果、対象者は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件は対象者の株主の皆様にとって公正であり、本公開買付けは、株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月28日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

上記の対象者取締役会においては、対象者の取締役5名のうち、小池氏を除く4名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員の一致により上記の決議を行っているとのことです。なお、上記対象者取締役会には、対象者の監査役3名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

対象者の取締役のうち小池氏は、リトルポンドの代表取締役であり、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたることが予定されていることから、利益相反の疑義を回避する観点から、対象者取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、対象者の立場において丸の内キャピタル及び小池氏との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

#### 対象者における独立した検討体制の構築

対象者は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、対象者は、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、本取引の公正性、透明性及び客観性を担保するために、公開買付関連当事者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を社内に構築したとのことです。具体的には、小池氏は、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、本取引に関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付関連当事者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。当該検討体制は、全て公開買付関連当事者から独立性の認められる役職員4名（代表取締役社長の佐藤直也氏及び取締役の原田健明氏並びに執行役員2名）のみで構成することとし、本書提出日現在に至るまでかかる取扱いを継続しているとのことです。

また、かかる取扱いを含めて、対象者の社内に構築した本取引の検討体制、具体的には本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する役職員の範囲及びその職務（対象者に株式価値の評価の基礎となる事業計画の作成等高い独立性が求められる職務を含みます。）は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を踏まえており、当該体制に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ているとのことです。

#### 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置等

公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を30営業日に設定しております。このように、公開買付期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付け価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することも企図しております。

なお、本取引においては、積極的なマーケット・チェックが実施されていないものの、当該手法については情報の漏洩等による事業や株価への悪影響のおそれ等が懸念されることに加え、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために実施された各種措置の内容に鑑みれば、積極的なマーケット・チェックが採用されていないことのみをもって、本公開買付けにおける公正性の担保として不十分であることにはならないと考えているとのことです。

#### (4) 【公開買付け後の組織再編等の方針】

公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式の全て（但し、本不応募株式、BBT所有株式（役員向け）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者及びリトルポンドのみとすることを目的とした本株式併合を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの決済の完了後速やかに本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日以降の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催時期は、現時点では、2026年8月頃を予定しております。対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とことです。なお、公開買付者及びリトルポンドは、本臨時株主総会において上記議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会において承認された本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及びリトルポンドを除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は本書提出日現在において未定ですが、公開買付者及びリトルポンドのみが対象者株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及びリトルポンドを除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とことです。

株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及びリトルポンドを除きます。）は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及びリトルポンドを除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用する予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 【上場廃止等となる見込み及びその事由】

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の本株式併合が実施された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(6) 【公開買付けに係る重要な合意】

本取引基本契約

公開買付者は、リトルポンドとの間で、2026年5月28日付で、本取引基本契約を締結しており、その概要は以下のとおりです。なお、本書提出日現在、本取引基本契約を除き、リトルポンドとの間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付け価格の支払いを除き、本公開買付けに際して付与される利益はありません。

- ( ) リトルポンドは、別途書面により合意した場合を除き、本不応募株式の全てについて、本公開買付けに応募しないこと。
- ( ) リトルポンドは、本取引基本契約締結日以降、本取引が完了するまでの間、いかなる公開買付者以外の第三者に対しても、又はいかなる公開買付者以外の第三者との間においても、直接又は間接に、本取引と実質的に競合、矛盾若しくは抵触し、若しくは本取引の実行を困難にし、又はそれらのおそれのある取引（以下「競合取引」といいます。）に関する提案、勧誘、情報提供、協議、交渉、合意又は取引の実行を一切行わず、公開買付者以外の第三者から競合取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、速やかに（3営業日以内に）、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、公開買付者との間で対応につき誠実に協議すること。
- ( ) 本公開買付けの結果、公開買付者が対象者株式の全て（本不応募株式、BBT所有株式（役員向け））及び対象者が所有する自己株式を除く。）を買い付けることができなかった場合、公開買付者及びリトルポンドは、本公開買付けの成立を条件として、対象者に対して本臨時株主総会の開催を要請し、当該議案に賛成の議決権を行使すること。
- ( ) 公開買付者及びリトルポンドは、対象者をして、本自己株式取得を実施するために必要となる分配可能額の確保及び本自己株式取得のために必要となる資金の確保を目的として、（公開買付者が合理的に必要と判断する場合には）本第三者割当増資を実施させ、かつ本減資等を実施させること。
- ( ) リトルポンドは、本減資等の効力発生日以降実務上可能な限り速やかに、本自己株式取得を通じて本自己株式取得価格で対象者に売却すること。
- ( ) リトルポンドは、本自己株式取得が行われる日に、本自己株式取得の対価として対象者からリトルポンドに対して支払われる金銭の総額のうち一部の金額については、本自己株式取得時には支払わずに未払いの状態のまま維持すること、本未払債務を対象者から公開買付者が引受け、更に当該債務を公開買付者から公開買付者親会社に対して、本未払債務を引受けたこと、及び本再出資において、リトルポンドが本未払債務を引受けた公開買付者親会社に対して、本未払債務を現物出資することにより、本再出資を行うこと。
- ( ) 公開買付者及びリトルポンドは、本再出資の実行日に、丸の内キャピタル3号ファンド及びリトルポンドの間で、本株主間契約を締結することに合意すること。

その他、本取引基本契約において、リトルポンド及び公開買付者による表明保証事項（注1）、公開買付者の義務（注2）、リトルポンドの義務（注3）、補償条項及びリトルポンドが上記( )の不応募義務に違反した場合の違約金（注4）、契約の終了、本書提出日の前日正午までに限り行使することのできる解除権に関する規定、一般条項等が規定されております。また、本公開買付け開始に係る前提条件も規定されておりますが、かかる前提条件は、いずれも本書提出日時点で充足されております。

- (注1) 本取引基本契約において、リトルポンドは、公開買付者に対して、リトルポンドに関して 設立及び存続、契約の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得、対象者株式、反社会的勢力との取引の不存在、リトルポンドの本不応募株式の適法かつ有効な所有、並びに 倒産手続開始事由の不存在について表明及び保証を行っており、また、対象者グループに関して、設立及び存続、有価証券報告書等の正確性、重要な変更の不存在、事業上重要な資産の適法かつ有効な所有及び対抗要件の具備、法令等の遵守、事業上重要な契約の適法かつ有効な締結、労働関連の法令等、及び対象者グループの就業規則及び役員職員の間の契約等に対する重大な違反の不存在、公租公課の適正かつ適法な納付、訴訟等又は重大なクレーム等の不存在、対象者グループの関連当事者取引の不存在、未公表の重要事実の不存在、反社会的勢力との取引の不存在、情報開示、並びに 倒産手続開始事由の不存在について表明及び保証を、公開買付者は、設立及び存続の有効性、契約の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の

不存在、許認可等の取得、反社会的勢力との取引の不存在、並びに倒産手続開始事由の不存在について表明及び保証をそれぞれ行っております。

- (注2) 本取引基本契約において、公開買付者は、大要、(a)本取引を適法かつ有効に実行するために法令等又は自らの定款その他の内部規則に基づき合理的に必要なとなる手続の履践義務及び(b)表明保証違反若しくは義務違反となるおそれがある事由又は本取引の遂行に重大な支障となり得る事由が発生又は判明した場合の通知義務を負担しております。
- (注3) 本取引基本契約において、リトルポンドは、大要、(a)本自己株式取得の実行時までの間、対象者をして従前の慣行に従った通常の業務の範囲内においてその業務を行わせることに係る義務、(b)本自己株式取得の実行までの間、公開買付者の合理的な要請に応じて、対象者の株主として公開買付者及びそのアドバイザーに対して対象者グループの情報にアクセスさせる義務、(c)本自己株式取得の実行までの間、本不応募株式の譲渡、担保の設定若しくは提供又は処分及び対象者の株式等の取得を行わず、これらの行為に関連して、第三者と合意を行い、第三者に対する取引の申込み若しくは申込みの勧誘を行い、又は第三者との協議若しくは交渉若しくは第三者に対する情報の提供を行わない義務、(d)本株式併合の手続の完了日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾を得ることなく、本不応募株式に係る株主権を行使しない義務、(e)本自己株式取得の完了日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、公開買付者の指示に従って議決権行使を行う義務、(f)自ら及びその株主をして、その保有するリトルポンドの株式等の全部又は一部について譲渡等を行わず又は行わせず、また、リトルポンドの資本構成、機関構成又は役員の変更その他の支配関係に変動を生じさせる一切の行為を行い、又は行わせない義務、(g)本取引を適法かつ有効に実行するために法令等又は自らの定款その他の内部規則に基づき合理的に必要なとなる手続の履践義務、(h)本取引を実行するための資金調達への協力義務、(i)表明保証違反若しくは義務違反となるおそれがある事由又は本取引の遂行に重大な支障となり得る事由が発生又は判明した場合の通知義務を負担しております。
- (注4) 本取引基本契約において、リトルポンドは、上記( )の不応募義務の義務に違反して、本公開買付けに対し、本不応募株式の全部又は一部を応募した場合は、リトルポンドは、違約金として、公開買付者に対し、リトルポンドが本公開買付けに応募した対象者株式の数に本公開買付価格を乗じた金額を支払う義務を負うものとされております。

#### 本応募契約

公開買付者は、小池氏(本「本応募契約」において以下「本応募株主」といいます。)との間で、2026年5月28日付で、本応募契約を締結しており、その概要は以下のとおりです。なお、本書提出日現在、本応募契約を除き、本応募株主との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払いを除き、本公開買付けに際して付与される利益はありません。

- ( )本応募株主は、本公開買付けが開始された場合、速やかに(遅くとも5営業日以内に)、本応募株主が所有する対象者株式(本「本応募契約」において以下「応募対象株式」といいます。)について、本公開買付けに応募(本「本応募契約」において以下「本応募」といいます。)するものとし、かつ、本応募後、本応募を撤回せず、本応募により成立する応募対象株式の買付け等に係る契約を解除しないこと。
- ( )本応募株主は、本応募契約締結日以降、本公開買付けが完了するまでの間、いかなる公開買付者以外の第三者に対しても、又はいかなる公開買付者以外の第三者との間においても、競合取引に関する提案、勧誘、情報提供、協議、交渉、合意又は取引の実行を一切行わず、公開買付者以外の第三者から競合取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、速やかに(3営業日以内に)、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、公開買付者との間で対応につき誠実に協議すること。

**本株主間契約（締結予定）**

丸の内キャピタル3号ファンド及びリトルポンドは、本再出資の実行日付で、公開買付者親会社及び対象者の組織・運営及び株式の取扱い等に関して、対象者の取締役の過半数を丸の内キャピタル3号ファンドが指名し、当初の代表取締役会長を小池氏とすること、リトルポンドの所有する公開買付者親会社株式の譲渡制限、丸の内キャピタル3号ファンドによる公開買付者親会社株式の第三者への譲渡時における丸の内キャピタル3号ファンドの一括売却請求権及びリトルポンドの共同売却請求権、リトルポンドによる丸の内キャピタル3号ファンドに対する本再出資時における1株当たりの払込価額と同額での公開買付者親会社株式の売渡請求権を含む株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結する予定です。なお、詳細な条件は今後協議により決定する予定です。

**（7）【その他公開買付けに関する重要な事項】**

本取引の一環として、本公開買付け成立後の本株式併合の効力発生後、本第三者割当増資及び本減資等を予定しているほか（但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで対象者が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があります。）、本自己株式取得により対象者が本不応募株式を取得する予定であり、リトルポンドは公開買付者親会社に本再出資を行う予定です。なお、これらの事項に関する詳細については、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」をご参照ください。

**5 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】**

**（1）【買付け等の期間等】**

**【買付け等の期間】**

買付け等の期間	2026年5月29日（金曜日）から2026年7月9日（木曜日）まで（30営業日）
公告日	2026年5月29日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> ）

**【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】**

該当事項はありません。

**【期間延長の確認連絡先】**

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金1,332円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ( )	-
株券等預託証券 ( )	-

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	8,211,375 (株)	3,903,300 (株)	- (株)
合計	8,211,375 (株)	3,903,300 (株)	- (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,903,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,903,300株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(8,211,375株)を記載しております。当該最大数は、対象者決算短信に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数(15,123,200株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(2,109,125株)、BBT所有株式(役員向け)(90,000株)及び本不応募株式数(4,712,700株)を控除した株式数です。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式、BBT所有株式(役員向け)及び本不応募株式を取得する予定はありません。

## 6【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	82,113
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2026年5月29日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年5月29日現在)(個)(g)	47,127
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)	129,851
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	63.54
買付け等を行った後における株券等所有割合 ( $(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$ )(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(8,211,375株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年5月29日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等(但し、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年5月29日現在)(個)(g)」のうち、リトルポンドが所有する本不応募株式(4,712,700株)に係る議決権の数(47,127個)のみを分子に加算しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年11月7日に提出した第27期中半期報告書に記載された総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(15,123,200株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(2,109,125株)及びBBT所有株式(役員向け)(90,000株)を控除した株式数(12,924,075株)に係る議決権の数(129,240個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 7【株券等の取得に関する許可等】

### (1)【株券等の種類】

普通株式

### (2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは本株式取得をすることはできません（以下、本株式取得が禁止される期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令しようとするときは、公正取引委員会は、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない（同法第49条）、意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うことにされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（独占禁止法第9条から第16条までの規定による許可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会は規則第1号。その後の改正を含みます。）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、2026年4月7日付で公正取引委員会に対して、事前届出を行い、当該事前届出は同日付で受理されており、公正取引委員会から2026年4月23日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受領したため、同日をもって措置期間が終了しております。また、本株式取得に関して、2026年5月7日をもって取得禁止期間は満了しております。

### (3)【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 2026年4月23日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第555号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

## 8【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載する等の方法により、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。

オンライントレード（<https://trade.smbcnikko.co.jp/>）（以下「日興イーजीトレード」といいます。）による応募株主等は、日興イーजीトレードログイン後、画面より「日興イーजीトレード 公開買付け取引規程」を確認の上所要事項を入力し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください。なお、日興イーजीトレードによる応募の受付には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）における日興イーजीトレードのご利用申込みが必要です。

応募に際しては、応募株主口座に応募株券等が記録されている必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を通じた応募の受付は行われません。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります（注1）。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号の告知（注2）を行っていただく必要があります。

外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注2）をご提出いただく必要があります。なお、日興イーजीトレードにおいては、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注3）の適用対象となります。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等（対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。）については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 口座開設に際し、個人株主は原則としてご印鑑が不要です。未成年、成年後見人制度をご利用の個人株主や、法人株主等が口座を開設される場合はご印鑑が必要です。また、既に開設されている応募株主口座のご登録内容の変更をされる場合等には、ご印鑑が必要となる場合があります。

(注2) 本人確認書類の提出及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号の告知について  
公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要になります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないもの（通知カードは除く。）は6ヶ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

<個人>

A. 番号確認書類 (いずれか1点)	個人番号カード(両面)( 1 )	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり)( 2 )	
B. 本人確認書類 (写真あり1点又は写真なし2点)	写真あり	運転免許証(運転経歴証明書)( 3 )
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート( 4 )
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険の資格確認書( 3 )
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の写し( 2 )

<法人>

A. 本人確認書類 (いずれか1点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B. 番号確認書類 (いずれか1点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報( 5 )
C. 口座開設取引担当者(代表者等)個人の本人確認書類 (いずれか1点)	運転免許証( 3 )
	個人番号カード(表)
	各種健康保険の資格確認書( 3 )
	パスポート( 6 )

- ( 1 ) 番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。
- ( 2 ) 発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。
- ( 3 ) 裏面に住所が記載されている場合は、裏面まで必要となります。
- ( 4 ) 住所、氏名、生年月日の確認ができる各ページが必要となります。なお、2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、ご利用できません。
- ( 5 ) 法人番号情報は、国税庁HPの「法人番号公表サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。
- ( 6 ) 2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、別途、現住所が記載されている「本人確認書類1点」又は「納税証明書等の補完書類1点」の写しをご提出いただく必要があります。

<外国人株主等>

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

- (注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

( 2 ) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付する等の方法によりお手続きください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。

なお、日興イーリートレードにおいて応募された契約の解除は、日興イーリートレードログイン後、画面に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の15時30分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号  
（その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

( 3 ) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「( 2 ) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「11 決済の方法」の「( 4 ) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

( 4 ) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

## 9【買付け等に要する資金】

### (1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	10,937,551,500
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	105,000,000
その他(円)(c)	8,000,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	11,050,551,500

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(8,211,375株)に、本公開買付価格(1,332円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

### (2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

#### 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
-	-
計(a)	-

#### 【届出日前の借入金】

##### イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

##### ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	-	-	-	-
	-	-	-	-
計				-

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	銀行	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1)タームローンA 借入期間:7年(分割弁済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等  (2)タームローンB 借入期間:7年(期限一括弁済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等  (3)ブリッジローン 弁済期限:スクイーズアウト手続の完了期限又は第1回タームローン貸付実行日の6ヶ月後の応当日のいずれか早い方の日(期限一括弁済) 金利:短期プライムレートに基づく固定金利 担保:対象者株式等	(1)タームローンA 1,650,000 (2)タームローンB 3,850,000 (3)ブリッジローン 500,000
計(b)				6,000,000

(注) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、三井住友銀行から6,000,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年5月28日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが当該融資に係る契約書において定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
公開買付者親会社による出資(注1、注2、注3)	5,614,706
計(d)	5,614,706

- (注1) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、2026年5月28日付で、公開買付者の発行済株式の全てを所有する公開買付者親会社から5,614,706千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。公開買付者親会社は、( )丸の内キャピタル3号ファンドから、2026年5月28日付で、公開買付者親会社に対して5,133,389千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を、( )Marunouchi Global Fund III L.P.(以下「MGF」といいます。)から、2026年5月28日付で、公開買付者親会社に対して491,610千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書をそれぞれ取得しております。
- (注2) 丸の内キャピタル3号ファンドは、日本法に基づき設立された投資事業有限責任組合です。丸の内キャピタル3号ファンドは、本出資を実行するにあたって、丸の内キャピタル3号ファンドの各組合員から必要な資金の出資を受ける予定です。丸の内キャピタル3号ファンドは、無限責任組合員である丸の内キャピタルのほか、有限責任組合員である国内の事業会社、都市銀行、地域金融機関、証券会社、任意組合その他機関投資家を組合員としております。丸の内キャピタル3号ファンドの組合員は、それぞれ一定額を上限額(以下「出資約束金額」といいます。)として丸の内キャピタル3号ファンドに金銭出資を行うことを約束しており、丸の内キャピタル3号ファンドの無限責任組合員から出資要請通知を受けた場合には、各組合員は、各自の出資約束金額から既にその組合員が出資した金額を控除した金額の範囲内で、必要となる金額を各組合員の出資約束金額に応じて按分した金額の出資を行う義務を負っています。丸の内キャピタル3号ファンドは、丸の内キャピタル3号ファンドの有限責任組合員は一部を除き適格機関投資家のみであり、当該事実をもって、各有限責任組合員の出資能力及び出資の確度を確認しております。
- (注3) MGFは、Marunouchi Global Partners Inc.がジェネラル・パートナーとして運営・管理する、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。MGFに対する出資コミットメントは、MGFのリミテッド・パートナーであるファミリーオフィス、事業会社、個人その他機関投資家によって行われております。MGFのリミテッド・パートナーは、リミテッド・パートナーシップ・アグリーメントにおいて、一定額を上限額(以下、当該上限額を「コミットメント金額」といいます。)としてMGFに対し金銭出資を行うことを約束しております。MGFの投資期間内に、MGFのジェネラル・パートナーであるMarunouchi Global Partners Inc.が金銭出資の履行を求める通知を出した場合には、リミテッド・パートナーは、それぞれのコミットメント金額の割合に応じて、自らの未使用のコミットメント金額の範囲内で、MGFに対し金銭出資を行うことが義務付けられております。MGFは、MGFの有限責任組合員のコミットメント金額合計の過半数が機関投資家であり、当該事実をもって、各有限責任組合員の出資能力及び出資の確度を確認しております。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

11,614,706千円( (a) + (b) + (c) + (d) )

- (3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】  
該当事項はありません。

10 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

11 【決済の方法】

- (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】  
S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
- (2) 【決済の開始日】  
2026年7月16日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーリートレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「12 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

12 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,903,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,903,300株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第5号に関する府令第26条第4項第3号乃至第5号及び第7号並びに令第14条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、2026年3月31日を基準日とする1株当たり36円の剰余金の配当（注1）とは別に、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（453百万円（注2））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（453百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合又は上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合をいいます。

また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注1) 対象者決算短信によれば、対象者の2026年3月31日を基準日とした剰余金の配当金は、1株当たり36円です。

(注2) 発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は35円に相当します（具体的には、対象者決算短信に記載された2026年3月31日時点の対象者の単体決算における純資産額4,533百万円の10%に相当する額である453百万円（百万円未満を切り捨てて計算しています。）を、自己株式控除後の対象者の発行済株式総数（13,014,075株）で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています。）

( 3 ) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

( 4 ) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「8 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「11 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

( 5 ) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

( 6 ) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	沿革
2026年3月	商号をメディア株式会社とし、本店所在地を東京都千代田区丸の内二丁目7番2号、資本金を500円とする株式会社として設立

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

1. 有価証券の取得、保有、運用、管理及び売買
2. 経営コンサルティング業
3. 前各号に附帯関連する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び所有することを主たる事業の内容としています。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2026年5月29日現在

資本金の額（円）	発行済株式の総数（株）
500	1,000

(注) 公開買付者は、1,000株を20,000,000株とする割合の株式分割を行った上で、上記「第1 公開買付要項」の「9 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」に記載のとおり、5,614,706千円を上限とする出資を公開買付者親会社から受ける予定です。

【大株主】

2026年5月29日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
テクノロジー株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号	1,000	100.00
計	-		100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

2026年5月29日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役		富井 正浩	1976年10月1日	2000年4月 三菱信託銀行株式会社(現・三菱UFJ信託銀行株式会社) 入社 2007年6月 野村證券株式会社 入社 2011年11月 三菱商事株式会社 入社 2022年4月 三菱UFJオルタナティブインベストメンツ株式会社 アセットマネジメント本部 商品企画部 部長 2025年11月 株式会社丸の内キャピタル シニアディレクター就任(現任) 2026年3月 公開買付者 代表取締役就任(現任)	
計					

( 2 ) 【経理の状況】

公開買付者の第1期事業年度(2026年3月17日から2026年3月31日)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。)に基づいて作成しております。なお、公開買付者の財務諸表は、監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。また、公開買付者は、連結財務諸表を作成しておりません。

【貸借対照表】

2026年3月31日時点

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1	流動負債	5
現金及び預金	1	未払法人税等	5
固定資産	-	固定負債	-
		負債合計	5
		純資産の部	
		株主資本	4
		資本金	0
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		その他資本剰余金	-
		利益剰余金	5
		その他利益剰余金	5
		繰越利益剰余金	5
		純資産合計	4
資産合計	1	負債・純資産合計	1

【損益計算書】

自 2026年3月17日 至 2026年3月31日

(単位：千円)

科目	金額
売上高	
売上高	-
売上原価	
売上原価	-
売上総利益	-
販売費及び一般管理費	-
営業利益	-
営業外収益	-
営業外費用	-
経常利益	-
税引前当期純利益	-
法人税、住民税及び事業税	5
当期純損失	5

【株主資本等変動計算書】

自 2026年3月17日 至 2026年3月31日

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額								
新株の発行	0	0	-	0	-	-	1	1
当期純損失	-	-	-	-	5	5	5	5
事業年度中の変動額合計	0	0	0	0	5	5	4	4
当期末残高	0	0	0	0	5	5	4	4

【個別注記表】

記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数  
普通株式 1,000株

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産	4 円80銭
1 株当たり純損失	5 円80銭

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2026年5月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	47,127(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券( )	-	-	-
株券等預託証券( )	-	-	-
合計	47,127	-	-
所有株券等の合計数	47,127	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	( - )	-	-

(注) 特別関係者である対象者は、2026年3月31日現在、対象者株式2,109,125株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

##### (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

##### (3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(2026年5月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	47,127(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券( )	-	-	-
株券等預託証券( )	-	-	-
合計	47,127	-	-
所有株券等の合計数	47,127	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	( - )	-	-

(注) 特別関係者である対象者は、2026年3月31日現在、対象者株式2,109,125株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(2026年5月29日現在)

氏名又は名称	有限会社リトルポンド
住所又は所在地	東京都港区六本木六丁目8番10号
職業又は事業の内容	有価証券保有及び投資運用の業務
連絡先	連絡者 小池 恒 連絡場所 東京都港区六本木六丁目8番10号 電話番号 03-3405-5252
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することを合意している者

(注) リトルポンドは、本取引基本契約において、本公開買付けが成立し、公開買付者が対象者株式の全て(但し、本不応募株式、BBT所有株式(役員向け)及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合に、本公開買付けの成立後に開催される対象者の本臨時株主総会において、公開買付者との間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意しておりますので、特別関係者として記載しております。

(2026年5月29日現在)

氏名又は名称	オリコン株式会社
住所又は所在地	東京都港区六本木六丁目8番10号
職業又は事業の内容	コミュニケーション事業、データサービス事業、広告事業
連絡先	連絡者 オリコン株式会社 執行役員企業広報・財務本部長 是久 吉彦 連絡場所 東京都港区六本木六丁目8番10号 電話番号 03-3405-5252(代表)
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することに合意している者

(注) 対象者は、本取引の一環として、本公開買付け成立後の本株式併合の効力発生後、本自己株式取得を行うことを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

【所有株券等の数】

有限会社リトルポンド

(2026年5月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	47,127(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券( )	-	-	-
株券等預託証券( )	-	-	-
合計	47,127	-	-
所有株券等の合計数	47,127	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

オリコン株式会社

(2026年5月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	- (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券( )	-	-	-
株券等預託証券( )	-	-	-
合計	-	-	-
所有株券等の合計数	-	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	( - )	-	-

(注) 特別関係者である対象者は、2026年3月31日現在、対象者株式2,109,125株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

## 2【株券等の取引状況】

### (1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

## 3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2025年5月28日付で、リトルポンドとの間で、本不応募株式の全てについて本公開買付けに応募しないこと、本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本株式併合に関連する各議案に賛成すること、本株式併合の効力発生を条件として、本自己株式取得のための資金及び分配可能額を確保することを目的とした本第三者割当増資、及び本減資等を行うこと(但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで対象者が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があります。)、本不応募株式の全てを、本自己株式取得を通じて本自己株式取得価格で対象者に売却すること、本自己株式取得の対価として対象者からリトルポンドに対して支払われる金銭の総額のうち一部の金額については、( )本自己株式取得時には支払わずに未払いの状態のまま維持すること、( )本未払債務を対象者から公開買付者が引受け、更に当該債務を公開買付者から公開買付者親会社が引受け、及び( )リトルポンドが本未払債務を引受けた公開買付者親会社に対し、本未払債権を現物出資することにより本再出資を行うことを含めた、本取引に係る諸条件に合意し、本取引基本契約を締結しております。

また、丸の内キャピタル3号ファンド及びリトルポンドは、本再出資の実行日付で、公開買付者親会社及び対象者の組織・運営及び株式の取扱い等に関して、本株主間契約を締結する予定です。

なお、公開買付者は、公開買付期間の満了後、三井住友銀行との間で、公開買付者が買い付けた対象者株式を担保に供することを含む担保契約を締結する予定です。

なお、各契約の詳細につきましては上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

## 4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 5【大量保有報告書等の提出状況】

書類の名称	提出者	提出期限	提出年月日
変更報告書	有限会社リトルポンド	2026年6月4日	2026年6月4日までに提出予定

#### 第4【公開買付者と対象者との取引等】

##### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

##### 2【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

#### 第5【対象者の状況】

##### 1【最近3年間の損益状況等】

###### (1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

###### (2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

##### 2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
	月別	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月
最高株価(円)	874	855	894	917	886	1,168	1,223
最低株価(円)	825	828	853	853	814	812	969

(注) 2026年5月については、5月28日までの株価です。

### 3 【株主の状況】

#### (1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数（単位）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合（%）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

#### (2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

##### 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

##### 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

#### 4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

##### (1)【対象者が提出した書類】

###### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第25期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月26日 関東財務局長に提出  
事業年度 第26期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月26日 関東財務局長に提出  
事業年度 第27期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) 2026年6月25日 関東財務局長に提出予定

###### 【半期報告書】

事業年度 第27期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月7日 関東財務局長に提出  
なお、対象者の第27期中半期報告書によれば、上記の第26期有価証券報告書の提出後、当中間会計期間における役員の異動は、次のとおりとのことです。

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
代表取締役副社長	取締役	佐藤 直也	2025年7月23日

###### 【臨時報告書】

該当事項はありません。

###### 【訂正報告書】

該当事項はありません。

##### (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

オリコン株式会社  
(東京都港区六本木六丁目8番10号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

## 6【その他】

## (1)「2026年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2026年5月8日付で対象者決算短信を公表しております。当該公表に基づく対象者決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

## 損益の状況(連結)

決算年月	2026年3月期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	6,320百万円
売上原価	2,612百万円
販売費及び一般管理費	2,164百万円
営業外収益	96百万円
営業外費用	39百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	625百万円

## 1株当たりの状況(連結)

決算年月	2026年3月期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益	48.70円
1株当たり配当金	36.00円

## (2)「のれんの減損損失の計上および通期連結業績予想と実績との差異に関するお知らせ」の公表

対象者は、2026年5月8日付で「のれんの減損損失の計上および通期連結業績予想と実績との差異に関するお知らせ」を公表しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

## (3)「代表取締役の役職の変更に関するお知らせ」の公表

対象者は、2026年5月8日付で「代表取締役の役職の変更に関するお知らせ」を公表しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

## (4)「2027年3月期配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」の公表

対象者は、2026年5月28日付で「2027年3月期配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」を公表しており、当該公表によれば、対象者は同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2027年3月期の配当予想を修正し、2027年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

## (5)「当社株券等の大量買付行為への対応策(買収への対応方針)の非継続(廃止)について」の公表

対象者は、2026年5月28日付で「当社株券等の大量買付行為への対応策(買収への対応方針)の非継続(廃止)について」を公表しており、当該公表によれば、対象者は同日開催の対象者取締役会において、2023年6月28日開催の第24回定時株主総会における承認可決及び同日開催の対象者取締役会の決定により継続していた本買収への対応方針を、その有効期間が満了する2026年6月25日開催予定の第27回定時株主総会の終結の時をもって廃止することを決議したとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。